

会 議 録 目 次

平成26年第6回海田町議会定例会（第2日目）

平成26年9月3日（水）午前9時00分開会

| | | | |
|----------|----------|---|----|
| 日 程 第 1 | 一 般 質 問 | | |
| | ○下岡憲国議員 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 4 |
| | ○崎本広美議員 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 16 |
| | ○多田雄一議員 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 21 |
| | ○宮坂二郎議員 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 24 |
| | ○大高下光信議員 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 29 |
| | ○大江康子議員 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 31 |
| | ○岡田良訓議員 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 39 |
| | ○西山勝子議員 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 49 |
| | ○宗像啓之議員 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 55 |
| | ○前田勝男議員 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 59 |
| 日 程 第 2 | 第41号議案 | 安芸地区衛生施設管理組合規約の変更について・・・・・・・・ | 71 |
| 日 程 第 3 | 第42号議案 | 海田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について・・・・・・・・ | 72 |
| 日 程 第 4 | 第43号議案 | 海田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について・・・・・・・・ | 73 |
| 日 程 第 5 | 第44号議案 | 海田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について・・・・・・・・ | 74 |
| 日 程 第 6 | 第45号議案 | 海田東小学校区第2児童クラブの設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について・・・・・・・・ | 75 |
| 日 程 第 7 | 第46号議案 | 海田町福祉事務所設置条例及び海田町ひとり親家庭医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・ | 79 |
| 日 程 第 8 | 第47号議案 | 海田町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・ | 81 |
| 日 程 第 9 | 第48号議案 | 海田町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・ | 82 |
| 日 程 第 10 | 第49号議案 | 平成26年度海田町一般会計補正予算(第2号)・・・・・・・・ | 83 |
| | (延 会) | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 98 |

7. 欠席議員

なし



8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

| | | |
|--------|-------|-------|
| 町 | 長 | 山岡寛次 |
| 副町 | 長 | 三宅信行 |
| 総務部 | 長 | 窪地満 |
| 福祉保健部 | 長 | 臼井真 |
| 建設部 | 長 | 久保田誠司 |
| 福祉保健部 | 次長 | 湯木淳子 |
| 企画課 | 長 | 門前誠司 |
| 財政課 | 長 | 鶴岡靖三 |
| 総務課 | 長 | 脇本健二郎 |
| 税務課 | 長 | 中下義博 |
| 生活安全課 | 長 | 丹羽勤 |
| 住民課 | 長 | 尾木茂 |
| 社会福祉課 | 長 | 中川修治 |
| 子ども課 | 長 | 森川雅枝 |
| 保健センター | 所長 | 森原知美 |
| 都市整備課 | 長 | 近森茂 |
| 建設課 | 長 | 木村生栄 |
| 上下水道課 | 長 | 龍岩広幸 |
| 教育 | 長 | 中村弘市 |
| 教育次 | 長 | 細川真示 |
| 学校教育課 | 長 | 石川直之 |
| 学校教育課 | 教育指導監 | 大里弘美 |
| 生涯学習課 | 長 | 花本則之 |
| 収税対策室 | 長 | 松井良哲 |

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 伊 藤 仁 士
主 幹 宮 垣 将 司
主 任 主 事 戸 成 正 考

10. 議 事 日 程

日 程 第 1 一 般 質 問

日 程 第 2 第 41 号 議 案 安芸地区衛生施設管理組合規約の変更について

日 程 第 3 第 42 号 議 案 海田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の制定について

日 程 第 4 第 43 号 議 案 海田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関
する基準を定める条例の制定について

日 程 第 5 第 44 号 議 案 海田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の制定について

日 程 第 6 第 45 号 議 案 海田東小学校区第2児童クラブの設置に伴う関係条例の整理
に関する条例の制定について

日 程 第 7 第 46 号 議 案 海田町福祉事務所設置条例及び海田町ひとり親家庭医療費支
給条例の一部を改正する条例の制定について

日 程 第 8 第 47 号 議 案 海田町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定
について

日 程 第 9 第 48 号 議 案 海田町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定
について

日 程 第 10 第 49 号 議 案 平成 26 年度海田町一般会計補正予算（第 2 号）

日 程 第 11 第 50 号 議 案 平成 26 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

日 程 第 12 第 51 号 議 案 平成 26 年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

日 程 第 13 第 52 号 議 案 平成 26 年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

11. 議 事 の 内 容

午前 9 時 0 0 分 開会

○議長（久留島）皆さんおはようございます。本日も大変ご苦労さまでございます。ただいまの出席議員数は 16 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。なお、本日は、報道のためカメラ等の撮影を許可しておりますのでご了承ください。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第 1 から日程第 13 に至る各議案でございます。日程第 1、一般質問を続行いたします。4 番、下岡議員。

○4 番（下岡）4 番、下岡です。まず第 1 点目、組織改革について。最近行政の職務執行につき不祥事が目立つ。内容は多岐に渡っており、緊張感・危機感のない仕事ぶりで構造的問題を抱えていると、推察する。抜本的な組織改革が必要である。まず職員の意識改革が優先課題である。住民目線に立って、他部門と連携していかにして住民との信頼関係を築くかの姿勢・態度に欠けている。意識が変わらなければ行動も変わらない。次に、ガバナンスについても見直しが必要と感じる。不祥事のたびに誰かのミスだとか、管理不十分とか個人的責任を示唆するが、絶対に町民に迷惑をかけない体制を保障するガバナンスがなければならない。質問します。行政サービス提供につき職員の対応も含め、住民がどの程度満足か、不満な点は何か、定期的に住民満足度調査を実施する考えはないか尋ねる。2 点目、問題意識もなく、前例優先、事なかれ主義がはびこっているように見える。再度、職員の意識改革教育が必要ではないか、見解を尋ねる。職員配置につき管理者も含め、短期間での頻繁な交替が見受けられる。職員のキャリア形成や管理者の職務遂行上、無意味ではないか、見解を問う。4 点目、採用の空白期間存在で、管理者層の手薄が言われるが、自前の管理者育成プログラムが必要である。定年退職管理者の知恵・ノウハウを継承するシステムなど、対策が必要ではないか、見解を尋ねる。大きく 2 点目、住民投票の実施について。庁舎建設場所について町民の意思を問う住民投票条例によると、平成 27 年 3 月 31 日までの間で町長が定める日曜日に投票を行わなければならない。また、町民からは、海田市駅南口と県合同庁舎跡地の 2 候補地について、それぞれのメリット・デメリットを十分住民に説明してほしいという声もある。質問します。1、現時点でどのようなスケジュールで庁舎移転先を町民に問う住民投票を実施するのか、検討状況を問う。2 点目、町民に対する情報提供をどのように実施していくお考えか、尋ねる。以上 2 点でございます。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）皆さんおはようございます。今日もよろしく申し上げます。それでは、下

岡議員の質問に答弁をいたします。まず、組織改革についての質問でございますが、1点目については、目的に応じて、その都度、住民意識調査を行っておりますので、定期的な住民満足度調査の実施については考えておりません。2点目については、これまでも機会あるごとに町職員として責任を持って職務に取り組むよう職員に意識改革を促しており、これからも粘り強く指導してまいりたいと思います。3点目については、近年定年に加え多数の早期退職を踏まえ、職員の昇任、新規職員の採用、職員の派遣等、必要な人事異動を行ったものと考えております。4点目については、定年退職者の再雇用などを研究してまいりたいと思います。次に、住民投票についての質問でございますが、1点目については、広島市東部地区連続立体交差事業の状況が不透明であり、住民投票の実施は、今後の状況を見定める必要がありますので、住民投票に係るスケジュールについては未定でございます。2点目については、住民説明会や町広報を通じて、町民の皆さんが判断する上で必要な情報提供を行ってまいりたいと考えております。

○議長（久留島） 下岡議員。

○4番（下岡） 再質問いたします。まずですね、ここ特に最近1年間ですね、いろんな事件や事故や、職員のミスというか、不適切な処理なんかが非常に多発してるわけですね。その都度、町長、副町長ですね、こういう事例がありましたと、こういう対処しましたと、申し訳ありませんでしたと、その繰り返しでですね、今後そういうことをですね、どういうふうに、抜本的に改めていくのか、そういう説明はないわけです。今の答弁ではですね、組織改革について、住民満足度調査、これはその都度、住民意向調査を行っているからやる考えはないということなんですけれども、このね、ミスが多発してることについてですね、全くですね、反省というかですね、という姿勢がないんです。職員の方と話をしてもですね、どういう答えが返ってくるか、そりゃあ職員はよけえおりますから、優秀な職員はちゃんとまじめに仕事をやってますけれども、中にはですね、やはりそうでない、職員もおるから、ミスやることありますよと。ような感じですよ。そしてですね、ありゃあほかの部署、ほかの人がやったことだと、文句があるんだったらそこへ行って言ってくれ、みたいな感じですよ。ミスをやったことについてですね、町民の方から見たら、役場の職員がやったことなんですよ。だれがやったかということじゃなくて、そういう意味ではですね、役場職員の連帯的な責任感というものがですね、あってしかるべきだけでも、そういうものが感じられないんですよ。早く言えばですね、そういうミスが起きたら、一過性の嵐が来たようなもので、静かにこうやって頭を下げ

ておいたらその上通り過ぎるだろう、その繰り返しなんですよ。こういうね、ことをやっていたらね、いつまでたっても、この手のミスだとか事件や事故はなくなりませんよ。昨日も一つ環境センターで車の事故があったと、いうことですね、誤って駐車してあった車にぶつけたというような説明がありましたし、ちょっと8月のお盆頃ですかね、何か、一部部門で、事務処理の遅れがあって、そのことについて、幹部職員と担当職員等でお詫びにまわったと。そのこともですね、議会には報告なしに、匿名のお手紙がですね、全議員のところへ来て、どうなってるんかと言ったら、そういう事例があったと。内容的には、多少脚色されている部分というのはありますけれども、そういう事態があったということで、依然としてですね、そういうことというのは続いているじゃないですか。そのことに対してですね、まず、反省というかですね、口では確かにですね、申し訳ありませんでしたとか、再発防止に努めますとか、という言葉は聞きますけれども、実際にどういうふうに見直していくのか、その基本的な対応をする方針というものが全く聞こえてこない訳です。それは、行政はですね、普通の民間企業と違って、もう法律的に行政サービスを一元的にやっていきますから、町民から見たら、その行政サービスを受けようと思ったら、役場に行くしかないんですよ。選びようがないから。だからですね、町の職員の意識の中では、何かあったら頼みに来いや、頼みに来たらやってやるよと、そういう認識があるんじゃないですか。ね。だから、そういう意識があるかないかを聞けば、質問しませんよ、そういう意識がないと言うに決まっていますから。本当にそうならですね、きちっと住民満足度調査なり、調査すべきじゃないですか。そういう面に限って。確かにいろんな意向調査は来てますよ。8月にも。福祉の関係ですかね、意向調査が来ましたよ、私のところにも。2,000人だといって。聞いたらほかの議員のところにも来ていると言うから無作為じゃなくて、議員宛にですね、意識的にこういうことやってますというPRも兼ねて出したんだと思いますけども、確かに意向調査やられている、これは間違いない。だけど、今言うように、住民目線に立ってですね、住民がどの程度行政サービスについて満足されてるのか、不満があるのか、そういう点での意向調査というのはないじゃないですか。そういうのをね、やったら、役場の職員、役場の仕事がどういうふうに住民から思われてるのかと、まずそこから出発しないと、事件や事故やミスなんていうのはいつまでたってもなくなりませんよ。それは組織だからそういうミスは付きものだというような感覚でやられたんならですね、今言いましたように、行政サービスの提供に際してですね、職員の対応がどうであるかとかですね、そう

いった点についてのですね、意向調査をする考えはないんですか、再度質問します。これではないと言ってますけども、各部門のですね、それぞれの職に関連した意向調査ではなくて、これについてはね、なんか1年か2年前にですね、一般質問を私したことがあるんです。府中町では、来庁者に対して定期的にそういう調査をやってますと、そしてその結果でですね、随分、職員の住民に対する対応姿勢が向上してきましたと。そういう事例がありますと、やるお考えはないかというて聞いたら、確かそのときの答弁ではですね、検討してまいりますという答弁があったんですよ。これは企画部関係で答弁されたと思いますけれども、今、今回はですね、そういう住民満足度調査の実施について考えてないと。これだけですね、ミス頻発しとってですよ。住民が、そのことについてどう考えておられるのかですね、聞く考えは持たないということではよろしいんですか。ちょっと答弁求めます。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）まず、前回の答弁でも、定期的なというのではなしに、そういった総合計画を立てるとか、そういったようなところにおける意向調査において、住民満足度調査については検討してまいりたいというふうに言っておりますが、逆に申しまして、私どもとしては、現在、役場の窓口における対応が、決して住民の方の満足を得ていないというふうに、残念ながら思っております。そういう中では、まず、どのようにその点を改善していくかというところの方が先決だと思っておりますので、現段階で、定期的な満足度調査というのは考えておりません。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）定期的な調査は考えてないけども随時やる考えはあるということではよろしいんですね。それと、これだけですね、ここ1年間特に1年間、ミスが続出してのわけですよ。事件・事故が。この際ここでやらなかったらいつやるんですか。やる時ないじゃないですか。次回はいつやるお考えですか。定期的にやらないんなら。ちょっと答弁してください。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）そういう意味で申しますと、一定の改善が図られたとこちらの方が考えた時に、それが本当に改善に至っているかということになると思いますから、時期についていきますと、そういった指導等が際立ったとこちらが逆に思った時が、必要になるんではないかと思っております。

○議長（久留島） 下岡議員。

○4番（下岡） 今ある程度改善できた時点で考えるということなんですけども、それはいつぐらい目標にですね、どういう計画で改善をされようとしてるのか、ちょっと説明お願いします。

○議長（久留島） 副町長。

○副町長（三宅） 従来と違った試みといたしましては、前回、いくつかのミスをやったときに、私の方から通常は管理者に対して、管理者を通じてというような、答弁をずっとしてる中で、末端の職員まで行き届いているのかと。それは、全職員を呼んで、本来そういう改善を訴えるべきではないかっていう、ある議員からのご指摘も受けまして、全ての職員を回数を分けまして、全ての職員に対して、先ほど下岡議員のおっしゃられたような、よそのミスをよそのミスだと思うとか、ほんと、先ほど下岡議員がおっしゃられたようなことを各職員にそういう指導をいたしました。それから、そういった規律とか、それから、職員目線というような形では、新規採用職員にそういった研修を入れましたし、これはさらに下部等へも広めていきたいと。そういった、私ども監督者からの指導とともに、そういった外部研修、そういったものも十分にやっていくというところで積み重ねていきたいと思いますが、最終的には一人一人の職員の意識改革いうところが必要でございますから、その点については、町長答弁にもありますように、残念ながら、粘り強くそれを繰り返すというところしかないではないかと。一つ一つについてはそれぞれの職場の上司が指導していきますが、最終的な意識改革については、もうしばらく時間がかかるのではないかと。ただ、それでは当然に住民サービスに影響が出てまいりますから、また新たないろいろな研修、それからそういった指導というものを考えてまいりたいと思っています。

○議長（久留島） 下岡議員。

○4番（下岡） あのね、役場の職員の方どう考えてるか知りませんが、時代はものすごく変わってきているんですよ。民間の企業なんていうのはですね、三、四十年前には工場の特に製造部門ではZ D運動ゼロ・ディフェクト、間違いはなくしましょうと。もしミスをやったらですね、徹底的にその事故を検証すると。そしてその事故はしないように全部門で意識を共有すると。解決策を共有するということがあったんです。もう三、四十年前の話ですよ。最近ではですね、もうそういう品質、職場の品質、マネージメント・プログラムということですね、ISO9001、イソ9001と呼ばれています

けれども、これをやることによってですね、これ何かというと、仕事の手順をですね、全て細かく定めて、文書化すると。で、全従業員がそれを守るということでですね、仕事の品質を確保するという事やっておる。これがもう当たり前になってきてるわけです。一切ミスは出さない、許さないという姿勢なんです。今の役場と随分違いますよ。ミス出してすいませんでしたと終わらしてしまふ。改善を図ってますと言いますが、仕事の手順というのはね、多分おそらく役場でも決められているんだと思うんですけども、それがね、はたして守られているのか。具体的なその仕事の手順なんか定めたものがあるのかどうなのかちょっと分かりませんが、ちょっとまずその各ですね、職場に、それぞれの担当する職務についてですね、そういう手順的マニュアル的なものがあるのかどうなのか、お尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）ある部署とない部署がございます。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）ある部署とない部署がある。そんなね、管理者としてですね、不適切じゃないですか。そういうマニュアルもないからね、ミス見ていたらですね、新人職員が勘違いしてですね。例えば町民税の還付についてもですね、ある期間を勘違いしてたと。この区間でやるべきものを勘違いしてこの区間しかやらなかったとか、ミスが出てくるんですよ。このね、細かくやっぱり手順というものを決めるべきじゃないですか。今見ていたらですね、職員がね、勝手に自分の流儀でですね、やってると。だって、手順がないんでしょう。ない部署があるんでしょう。そうじゃないですか。あるんならきちんとマニュアル化してですね、きちんとそれを守らせると、当然の話じゃないですか。もう一つはね、各個人が仕事はしてるけどですね。かなりグループなりでですね、そのミスをカバーしようということがあるのかないのか、ないんじゃないです。例えば最近の事例で今の事務処理が遅れたということでもですね、1人の職員が、事務量が多かったのかなんのか知りませんが、明らかに遅れてですね、処理が間に合わなくて、町民の方に迷惑かけてるから、謝りに行っているじゃないですか。そうしたときに、なぜほかの職員が援助しないんですか。グループ全体でですね、処理するということであれば、当然ほかの職員が手助けしてるはずでしょう。また今の先ほどのミスなんかでもですね、職員が自分で判断つかなければ、隣の職員だとかほかの職員に聞けばすぐ分かる話じゃないですか。そういうね、課の中でも連携もないし、例えば、今の役場の中で

も、大抵そういうミスするのは、町民に対応する直接的な窓口、ラインの部門ですよ。スタッフの部門がどういう仕事されてるのか、私らもよく分かりませんが、そういう方というのは、ミスと、あるのかないのか知りませんが、そういうものは表面に出てきませんよ。ただね、そういうライン部門がミスしたということについてはスタッフ部門の責任も大きいんですよ。なぜそういうミスが起きたのか、スタッフ部門としてですね。応援できることはないのか。組織として改善することはないのか、それを考えるのがスタッフ部門じゃないです。はたしてそういうね、意識でスタッフがやるのかどうなのか。私は、非常に疑問だと思ってる。これだけね、ミスが出てきてですね。全庁的にですね、そういうミス撲滅に取り組むという意識があるのか。ちょっとその点について答弁願います。特に、副町長は企画部長も兼務されてるわけですから、お願いします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）職員の皆がミスをなくすると、そういう意識は持ってもらっていると思ってます。しかしながら、この部分が十分に発揮できていないところで、まず、先ほどおっしゃいましたスタッフ部門的な、そういうのは、副町長として、そして企画部長として考えるわけですが、一番はシステムのそういうミスが防げないか、そういうところをまず一番に考えております。当然にヒューマンエラーもございますが、ヒューマンエラーが出ないようにシステムにいかにするかと、それは例えば執務スペースに問題があれば執務スペースを見直す、それから、組織に問題があれば組織を見直す、さらには、現在の時代ですから、電算システムで取り込める電算システムでダブルチェックがかけられるものはかける、こういった部分につきましては、先ほどおっしゃいました言い方で言ったときのスタッフの方で考えております。役場の職員の場合、ほぼ全職場がライン職に当たるわけでございますが、最終的なその一人一人が先ほどおっしゃいました、そういったミスをいかになくするか、それから組織だつてするかと、そういう部分については、これは意識改革しかないと思っておりますので、その点については粘り強く働きかけてまいりたいと思います。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）3点目、短期間での職員、あるいは幹部の異動については、近年定年に加え多数の早期退職を踏まえ、職員の昇任、新規職員の採用、職員派遣等必要な人事異動行ったものと考えております。これは必要と考えたから人事異動をやっているんですよ。

不必要な人事をやる人はだれもいませんから。なぜ短期間にですね、ころころ替わる、管理者が替わる職場があるんだということを聞いてるんですよ。いいですか、普通の組織でですね、例えば管理者が、1年でその職場についてですね、全てのことを把握してきちっとできるようになりますか。そんな簡単なものじゃないでしょ。例えば生産現場だったらさっき言ったようにですね、細かく仕事が手順化されてるんならそれできるでしょうけども、役場の職員はそれだけじゃないでしょ。いろんな判断しなきゃいけないとか、することがあるわけでしょ。そういった部門でですね、臨機応変にやらなきゃいけないことがたくさんあるはずですよ。そんなね1年とか、短期間で管理者が替わってですね、今言ったように、職場の中でのですね、手順も定められていない部署がある。あるいは、チームワークも不十分。せめてですね、管理者がしっかりとですね、自分の部署、課長がですね、全部目を見張ってですね、ミスが無いように、そういうですね、きちっと、全てが分かった課長ならそれはできるでしょう。問題、ミスもなくなるでしょうけど、そういう部門がたまたまですね、課長の経験の浅い人だったらですね、これはもう、ミスがあるのがあたり前、ないのが不思議なぐらいですよ。職員にしたってですね、短期間にころころころころ替えられてですね、その職場の仕事の内容が満足に身につくか。身に付かないと思いますよ。それは例外的にですね、そういう人事もあるでしょう。だけど頻繁にそういう人事が見受けられる。この答弁が、全然、なぜ短期で替えるのかという答弁になってないじゃないですか。なぜ短期で代えるのか、答弁お願いします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）町長答弁でも申しておりますように、退職者以上に、死亡退職その他早期退職が現在出ております。特に、管理者層、部長、課長、そういったクラスが退職してまいりますと、そのあと昇任により補充しなければならない。さらには、そういった職の中には、やはり、いわゆる課長としての経験、その職場の課長としてではなしに、管理者としての課長と、幹事課長とかそういうところはそういう職員をつけなければいけない。そういたしますと、ここ何年間かは、どうしても多くの定年退職者、早期退職者を出してきておりますので、その補充でどうしても管理職が足りないと。そうしますと今度は係長級の職員を今度は昇任させるわけですから、その係長級の職員の補充がいる。そういったところで、毎年、この170名余りの規模の職場としては、多過ぎるかも分かりませんが、2桁、十数人の職員を採用してこななければいけないと。そういう中で

行ってきた人事だというふうに思っております。

○議長（久留島） 下岡議員。

○4番（下岡） そういう人事構成なんかの問題でですね、ある程度そういう犠牲を受けるのは職員、管理者じゃないです。しわ寄せを受けるのは。職員に対して一人一人ですね、きちっとしたどういうキャリアを踏ませるのかですね、長期的な考え方に沿ってですね、この人はどういう仕事向きだとか、どういう仕事を経験してもらおうとかいうことですね、ある程度、長期的な考え方にもってそれぞれの職員を育てていくという姿勢が必要なんじゃないです。今聞いていたらですね、誰かがおらんようになったから次に誰かをもってこないけんから、こうしただああしただと。そんな人事をね、やられたらね、職員だって管理者だってたまらないですよ。まあ、過渡的な状況だといえ、それは、そうなんですけども、もっとね、やりようがあるんじゃないかと思えますよ。これ以上言ってもあれですから、4点目、定年退職者の再雇用などを研究していますということですから、これについては、多くの優秀な方が、長とかなんかを退任されるわけですから、持たれてるノウハウというのをですね、十分後進に伝えていただくということですね、先ほども言ったように、どっちかいうたら、本来ですね、組織的な場であるべき役場がね、必ずしもそうっていないんですよ。個人ですね、力量に負う部分というのが相当大きいようになっているように見える、私には。それじゃあやっぱりだめなんですよ。管理者をきちっと育成してですね、その管理者であれば、誰でもということやっぱり必要な適材でなきゃいけませんけれども、そういう人であればですね、きちっと務まるような仕組みというものを構築していくということですね、お願いいたします。次に2点目、住民投票についてでございますけれども、1点目広島市東部地区連続立体交差事業の状況が不透明であり、住民投票の実施を今後の状況を見定める必要があるという答弁ですけれども、いいですか、住民投票条例ではですね、そういうことは一切書いてないんですよ。住民投票条例にあるのは、来年の3月31日までの町長が定める日までに住民投票を行うとなってるわけです。そんな余計な条件だとかね、附則みたいなものはないんですよ。まず法律に対するね、認識を問いますよ。条例も法律ですから。憲法、国が定める法律、内閣の政令、それから地方自治体が議会の承認で定める条例、法令なんですよ。法令というのはもちろんですね、これは明文化された条文でなきゃいけないんですよ。その条文の中にはですね、このことしか書いてないんですよ。JR高架事業の状況が不透明であり状況を見定める必要があると、そんなこと何も書いてない

ですよ。この条例との整合性はどうか考えてるんですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今回の条例は、庁舎移転のための場所を決めるということだと思いますが、庁舎移転自体がこの連続立体交差事業による庁舎移転でございますから、その、本来、元になる連続立体交差事業、状況が不透明という場合において、それを見極めるといのは、決して条例の趣旨とはずれていないと思います。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）いいですか、それならそれでですね、そのことを附則かなんかでですね、きちっと書くべきじゃないですか。書かれてないんですよ。今の条例でですね、いくと、3月31日までしなきゃいけないんですよ。そのことしか書かれてないんです。JRの高架事業の状況を見定めるなんてことは、それは口頭では聞いてますよ。だけど法律的にはですね、それでは通用しないんですよ。もし本当にそういうお考えであるならですね、この条例改正しなきゃだめですよ。いつこの条例の改正案をお出されるのか、お尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）この連続立体交差事業の行方がまだ不透明な段階では、そういった改正条例を執行部のほうからの提案は考えておりせん。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）ということはどうですか、このままずっといったら来年の3月31日が来てしまうんですよ。この条例をやらないということになるんですよ。3月31日までやらないなら、何らかの法的処置が当然必要じゃないんですか。おかしいんじゃないですか。ちょっと法令担当の、分かる部署のこれ法令違反状態ですよ。ちょっと、法の専門的な見解のある人、ちょっと答弁してくださいよ。これ、法令違反状態であるのかないのか、このまま3月31日までいったときに、副町長は、今、聞いたからいいですよ。総務かなんかの法律の専門家、専門部署。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（窪地）今現在におきましては、3月31日にまでに行うという状態は条例で定めております。ですから、3月31日を過ぎた時点においては、このままでいきますと条例に抵触しているということになります。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）ということですね、副町長が言われたのと若干ニュアンスが違うんだけど、このまま放置したら条例違反状態が3月31日時点で発生すると、今、法律の解釈がありましたから。それを踏まえて対応していただくように。それと、状況を見定める必要がある、不透明だとかいう、何が不透明なんです、いったい。昨日も佐中議員のあれで、住民に説明するのにですね、困難な状況であるとかっていうけども、何が住民に対して説明が困難であるのか、何か不透明なのか、そこんところをね、はっきりしないと、例えば、条例改正するにしたってですね、そんなん何か分からんものが不透明だからですね、この条例改正しますなんていうのは法律的にあり得ない話です。いったい、何が不透明なんです。はっきりと具体的に言ってください。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）最大に不透明なのは、庁舎移転が必要かどうかということでございます。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）庁舎移転が必要かどうか、それはどこから来ている疑念なんです。町長は昨日もですね、現計画とおりにやるということに全力を尽くします、現計画であれば当然立ち退かなきゃいけないわけですよ。県の見直し案を見てもですね、確かに、JRの線路の高架というのは縮小するから、海田町部分はやめるという形になってますよ。だけど道路部分についてはですね、やると言ってるんですよ。青崎中店線、海田瀬野線、この道路はですね、もう土地収用ほとんど海田町部分なんか終わってるし、今後も収容してですね、やると言ってるんです。この庁舎、その県道の収用予定地じゃないですか。道路をやる以上はですね、ここがひっかかるわけですから、立ち退く必要があるんじゃないです。どこからですね、やるかどうか分からんとかいう答弁がでてくる、その根拠はなんですか。根拠、ちょっと説明してください。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）私どもとしては、その実現を絶対認められないと思っております。8月20日にありました県の見直し案におけますその街路計画では、この役場が街路にかかるかどうかというのが明確に書かれておりません。そこの部分について質問されたときに、町としては、現計画を目指す以上、庁舎移転が必要であるというふうな説明をいたしますが、もし仮に県が見直し案を強行した場合、庁舎移転が必要かどうかという質問された場合には、これについては、現段階、町執行部としては答えるすべをもっておりません。

○議長（久留島） 下岡議員。

○4番（下岡） 県もね、ここの海田町が立ち退く必要はないとかいうようなことは一切発言してないでしょ。道路をやるということの明言しかないわけですよ。ここの庁舎が立ち退かなくていいなんて発言したということは一切ないわけでしょ。そのない発言をですね、あるかもしれないと、捉えるのはどう見てもおかしいんじゃないんです。いいですか、住民投票で問うのは移転先の場所をとということ言ってるんですよ。そういうことはないと思いますけれども、仮に万一ですね、立ち退く必要がないということになったら、それは、位置を決めたことはですね、意味ないということになるかもしれないけれども、現時点ではですね、庁舎は立ち退く必要があるという前提で話が進んでるんですよ。だから位置を決めようという話は何ら不透明でもないし、それをあえて不透明だというのはですね、意図的な何かがあるんですか。早く言えば、私らから見たらね、オオカミ少年と一緒にですよ。何の確証もないのにですね、オオカミが出るぞ出るぞと言って回っているのと同じことじゃないです。今話としてはですね、町、道路は予定どおりやると、庁舎はひっかかると、よく町民の方から聞かれるから私どもははっきり言うんです。争点になっているのは、県と見解の相違になっているのは、線路を上げるかどうか、道路をやるということですね、県もはっきり言ってる、だから、中店の踏切のところから、あそこの庁舎あたりを見てご覧なさい。もう前後土地の収用があって、残ってるのは庁舎だけです。今までですね一生懸命、県と一緒にあって、土地収用にあたってきてですね、そのあたってきた庁舎がどういう状況になったとしてもですね、立ち退かないという判断が許されるのかどうなのか。当然、皆さん、立ち退く必要があるじゃろうなど、道路やるんなら。町民の理解が得られないとかいうて言いますが、町民、理解しますよね。よっぽど、確証があってですね、庁舎移転の必要性がないという確証があるんなら、それはそういう議論やってもいいですよ。だけど、現時点でそういう確証がないのにですね、さもあるように、言うこと自体がですね、おかしいんじゃないです。最後にその答弁を求めます。

○議長（久留島） 副町長。

○副町長（三宅） 8月20日の県の提案を見ていただきたいんですが、中店踏切の手前あたりからは、点線になっております。そういう中で、その部分がどうなるかという確認がとれておりませんので、私どもとしては、100パーセント移転が必要だというふうな確認がとれません。ですから、確認がとれた後に、住民投票の方は行いたいというふう

に思っています。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）いいですか、今、副町長とか建設部長なんか、県と協議してるんでしょう。

実務的な内容で。見直し案とか何とかいうことじゃなくて、全般的な状況として。ほんなら、その今の見直し案についてこの点線部分はどうなんだと聞けば済む話じゃないですか。すぐ結論がでる話でしょう。庁舎立ち退く必要があるのかどうなのか今海田町で議会でもめとるからどうなんだって聞けば、すぐ解決する話じゃないですか、なぜそれをやらないんですか。もったいぶって。そこに何らかの意図的なものがあるんじゃないかと勘ぐられてもしようがないでしょ。なぜやらないんです、確認しないんです。県に。この点線部分はどういう意味なのか。だって去年の8月に説明を受けた後ですね、町長か副町長か知りませんが、精査するといつていったんでしょう。精査する過程でこの線は何なのか不明だと、説明してくれと。説明を求めりゃあすぐ分かる話じゃないですか。説明求める考えがあるかないかお尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）見直し案につきましては、一切県と協議する気はございません。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）これ以上意味がないから、やめます。

○議長（久留島）13番、崎本議員。

○13番（崎本）13番、崎本でございます。2点だけお願いいたします。第1点目、町道6号線の狭い所の解消を。町道6号線の西地区の狭い道路の問題提起から6年と長きに及んでいます。その間、住民の方々からの請願や要望書がたくさん出されています。道路拡幅解消への協力の提案がありました。連続的に道路幅が狭いところや、上流部に関しては、一部改善も見られています。しかし、早期の解決が見出せると回答があったところの改善が図られていません。その後、この部分の進展はどのようになっていますか。また緊急車両など、スムーズに通行できることは住民の方々の願いで、残る狭い所の早期解消が重要であります。その改善策はどのようになっていますか。大きな2点目、開発工事の安全対策を。朝陽団地付近の開発工事には開発と残土処理が伴っているようである。この残土処理先が串掛林道沿いの上流の谷間に予定されているようですが、林道の強度は耐えられるのか、また、それに伴う安全対策はどのようになっていますか、問うものでございます。以上です。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）崎本議員の質問に答弁をいたします。まず、町道6号線の狭い道幅の解消についての質問でございますが、1点目、2点目については、本会議に、必要な予算を提案させていただいております。今後は、地元の協力をお願いしてまいりたいと考えていますので、よろしくお願い申し上げます。続きまして開発行為の安全対策についての質問でございますが、串掛林道の強度については、開発行為の申請者において、安全性を精査し、その内容を町が確認することとしております。また安全対策については、町といたしましても、その重要性を認識しておるところであり、許可権者である県に対して、申請者に十分安全性を確保するよう指導をお願いするところでございます。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）まず、1点目の町道6号線の狭い所の解消は、でございますが、町長もご存じのように、長きにわたって請願書も出て、要望書も出ていろいろ出ていますが、一つに対しては裁判も済んで決着がついて、補正予算も組まれたと思いますが、私が言うのは、今まで出ているうちの承諾書、うちの土地が皆様のためになるなら、どうぞ広く使って巡回バスを早く上まで上げてくれというような承諾書も出て、いろいろなお話が出ていますので、早期実現に対しては、今後、そのような考えを十分配慮して行われるかどうかということ、ちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保田）今ご指摘の箇所については、今回の補正予算の方で計上させていただいておりますので、それに基づいて道路設計のほうを進めて、事業のほうを着実に進めていきたいという具合に考えております。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）もう一つそれに付け加えてでございますが、そういう要望でですね、巡回バスいうんか、あれを早く三迫の二丁目、三丁目まで上げてもらえないかという要望が、町長も、たくさん聞いておられますが、それほどのような考えで計画があるか、ちょっと、町長、お答えをお願いします。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（窪地）循環バスにつきましても、道路の拡幅状況、今回補正が上がっておりますので、巡回バスが上まで上げられるよう、今協議を進めているところでございます。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）協議は進めておられて結構でございますが、総務の方も聞いておられますが、私は建設委員の時に建設委員長じゃったかどうか知りませんが、おたくらが、狭いところがあるけえ巡回バスは上がらんと、で、私警察署に行ったことがありますよね。それを聞いたように、おられますよね。別に差し支えある所はないと。信号なんかつけんでも差し支えないと、そういう本庁からの答弁があったこともご存じと思いますが、問題なところ2、3か所広くなったら、それに対しては問題ないと思いますが、その点に対してはどのように思われますか。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（窪地）現状において、議員活動として警察の方へ行かれたということは存じておりますけども、現在の警察の判断におきましては、何箇所かにつきまして、避難帯を設けてほしいということがございます。そうしたことがございますので、この点についても、現在道路拡幅に加えて、避難対応を設けられるような状況を見定めた上で、循環バスの延伸を考えていきたいというふうに考えております。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）今、総務部長が言われるのは、それは海田警察の話ですか。それとも広島県警本部の話、どちらですか。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（窪地）海田警察でございます。それから前回議員と警察本部、それからの話につきましては、協議録等が海田警察の方にも現在残っていないということがございますので、改めて海田警察と協議をしたものでございます。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）私は海田警察と協議してませんよ。海田警察からそういう問い合わせがあったから本部の方でも、現地は2、3回行ってからに、別に支障はないという答弁をもらいましたよ。その答弁が欲しいんです。欲しかったら持ってきますよ。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）一つ申し上げますと、当時と状況が一つ変わっておりまして、議員が建設産業委員会の委員長として警察本部に行かれた時の案は、現在の三迫第2公園の部分、あそこで転回をさせるといふ、当時あそこがまだ道路になってなく、道路予定地ということになっておりましたから、よかったですよ、現段階あそこが道路になっております。さらに、6号のバイパス上流部も進んでおりますから、転回場をさらに上に

上げなければいけないという段階で、議員が警察本部へ行かれた時と状況が異なっております。ですから、先ほど総務部長が申しました、避難帯とかそういう話も、橋よりも上流の部分でございまして、当時議論になりました橋より下流部については、今回の補正をお願いしているところで十分だという形になっておるんですが、当時よりも更に上に上げると、6号バイパスが進んでいるということで上げると、それから転回場を別のところへ設けるといことから今の話が起こっておりますので、平成22年度ぐらいだったかと思います、行かれた時の状況を、残っておる幹部で私が一番よく存じ上げておりますけども、そこと少し違う部分が出てきているのだということで、今答弁と質問が少し食い違っておりますので、改めて現在海田警察と協議している、そういう状況だと思っております。

○議長（久留島） 崎本議員。

○13番（崎本） あのね、副町長、私あなたとよく三迫の二丁目、三丁目、毎日通うけえ、知っていますよ。なぜ、モリモトの下のところ、じゃああんだけ広うしてあそこで旋回できるような、問題、できんかのと、というような考えで広くされたんでしょう。分かってますよ、だからあとは、どこが問題点かちゅうことはね、海田警察署と協議して、まだどこか改善点がまだどこが要るかというところを今、総務部長にどこのほうまで協議されてますかということをお願いしておるんです。いうのはですね、三迫二丁目、三丁目言われますがね、私もその警察の方へ行ってそんときに言いました。だって、畑賀線見てみなさいや。まだ狭いとこはいっぱいあるんじゃないですか。ええ、それは全然改善されてないいうてね、私は警察に行って信号がいるんなら信号がいるというような、やっぱ指示が出してもらいたい言うたら、3回も2回も3回も現地は見ましたと。そういう改善策のところは見当たらんかった言われますから、今、副町長が言われる、わしゃ、私は、私にとっては大変前向きな、言われんでも、前向きで、良くしてもろうとるとは感謝していますだって、三迫二丁目あんだけ広い回転場所を起こし、避難場所、離合場所をこしらえてもらったのは分かってます。だけど、私が言うのは、いろいろな、地区の要望があるから、巡回バスでもなるべく早く上がるように対処をお願いしとるところあつてですね、何も、これを早くせえあれをあせえじゃなしに、協議の結果、協議を早くして前へ進めてくださいちゅうこと、それがいけんかったらなんでも協力しますよということをお願いしていますが、どうですかそれ。

○議長（久留島） 総務部長。

○総務部長（窪地）循環バスにつきましては、できるだけ早い形で延伸ができるように、町としては考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）皆さんの要望ですのでなるべく早く協議をして前へ進むように、成果をお願いします。第2点目の、開発工事の安全性を、ですが、皆さんご承知のとおり、私、開発工事やなんかを反対するわけではないんですが、1か所ね、一番危ない箇所で埋め立てしたらね、土石流が流れたら、下に20軒か何ぼすぐありますよ。それは崩壊の恐れが十分にありますよ。何でか言うたら、私も建設、その当時建設で、地山と地山の間へ弱いところへ、谷間へ。こっちばまあなんぼうかあれがあったらいいんですよ。地山と地山の間へね、残土を埋めたらね、雨が降ってね、その残土が水を吸うたらね、ものすごい破壊力ですよ。それを、言うわんでも分かっとる。串掛林道の、今の埋めた工法ちゅうのはですね、ドリルをやって鉄線や鉄の板で止めてその間に向けて泥を入れた簡易的なもんですよ。ね。それを砂防ダムんじゃないんじやが、重量式なんかか、まあ、コンクリートの壁と勘違いしてやってもろうたら、一発でいきますよ。そこをね、十分、専門的な知識を持ってですよ。それは何らかの対策を持ってもらわなかったらね、そりゃあ、大雨が降ったらそりゃあ大変なことになりますよ。それは理解されちよるかどうか。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保田）我々もですね、議員さんが言われるような同じ認識を持っております。で、近年ゲリラ豪雨とか、安佐南区、安佐北区の方ですね、やはり災害は起こっておりますので、やっぱりそういった意味も含めてですね、現在、審査をしております県に対しては、現地の地形の状況、ちょうど谷部にもなりますので、そういった地形の状況を十分配慮して審査の方に当たっていただきたいということは強く申しております。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）私が何で強く言う、まあ、この前のゲリラ豪雨であんだだけの被害が出た、あれどころじゃないんですよ、海田町でもしあれだけの雨が降ったらね、それは大変なことになりますよ。だからそれを見据えてですよ、今後の対策を早急に、対策を練らなかったらね、県が許可を得たらね、これ大変なことになります。それを見据えて早期にやっていただける確信はありますか。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保田）我々町としてできる限りのことは県の方と連携をとってですね、取り組んでいきたいという具合に考えております。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）町民の安全と暮らしを守るためですから、早期に実現するよう頑張ってください。以上で終わります。

○議長（久留島）10番、多田議員。

○10番（多田）10番、多田です。本日2点質問いたします。まず、町内の空き家対策を。全国各地で空き家が増加し、その対策に各自治体が苦慮しております。本町でもかなりあると思われていますが、実態は把握しておられるのでしょうか。人が住まなくなって放置された家をそのままにしておきますと、防災や防犯の面からも問題があります。本町は広島都市圏にあり、利便性がよい町なので、空き家が再開発されれば、人口増にもつながると考えます。空き家の解体や適正管理を求める条例をつくるなど、対応を検討してはどうでしょうか。2点目、東広島バイパスの騒音防止を。東広島バイパスの高架工事がやっと開始されることになり、町内の渋滞が緩和されることが期待されます。しかし、現在、瀬野まで開通して交通量が大変多くなりまして、国信地区では、以前より各段に騒音がひどくなったと住民の方から聞いております。新しく建設される部分には、防音壁を設置されると思いますが、現在の国信地区の住宅地に面したところにも防音壁を設置していただくよう要望してはいかがでしょうか。2点お願いします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）多田議員の質問に対して答弁いたします。まず、町内の空き家対策についての質問でございますが、空き家の実態については把握をしておりません。また、条例の制定については、現在国において議論されている空き家対策の推進に関する特別措置法案の推移を見守りたいと考えております。続きまして、東広島バイパス騒音防止についての質問でございますが、国土交通省からは秋頃に騒音調査を実施し、その結果を見て対応を検討すると聞いております。町といたしましても、調査結果を踏まえて、防音対策を要望してまいりたいと考えております。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）再質問をいたします。町長の答弁にあります国の空き家対策の推進に関する特別措置法というのが、検討されているようですが、この内容については、ある程

度把握されておりますか。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保田）議員立法という具合にちょっと把握しておるんですが、具体的な中身、詳細な中身についてはまだ具体的な把握はしておりません。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）内容がちょっと分かりませんので、今ですね、本町でも、かなり空き家が目立っています。全国的に非常に空き家が多くなっており、今このままいくと40パーセントぐらいになるんじゃないかと言われておりますが、本町でも窪町地区、まあ、それと上市にもありますが、稲荷町、町長さんの裏手の方にもあります。非常に、防災、例えば台風とかですね、地震が来たときに、倒壊したりすると、避難道を塞ぐ、それとか、近隣に迷惑かけるということもあります。以前、かなり前ですが稲荷町の空き家が放火されたということもあります。こういった事件のもとになることもあります。そういったことで、近隣からの苦情っていうのは、町の方に来てますか。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（近森）はい、何件かは町の方で受けております。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）やっぱりそういう近所に住まれるひとにとっては、非常に心配だろうと思うんです。不審者が中に入って住み着いて、まあホームレスの人かどうか分かりませんが、誰かが入って住み着くということもあるでしょうし、野良猫なんかですね、やっぱり入って繁殖したりして近所にかけることもあります。今空き家が非常に問題になっているのは、この家があるために、この固定資産税の特例措置があるというのが、家があれば、たとえそれが崩れそうな家であっても、特例で固定資産税が安くなるというのがあります。で、それで壊さないんだというふうに判断されている方が多いだろうと思います。一つ、いろんな対策を立てておられる自治体があるんですが、富山県の立山町というところが、人が住めないというふうに判断した家についてはですね、固定資産税の特例を適用しないというふうな対策を取られている。ただし早期撤去を促すために認定から1年以内に解体した場合は最大2年間特例を維持する。こういったことで、空き家の建て替えを促進しようという町もございます。特に海田町なんか先ほど言いましたように、広島都市圏でその市頭、中店のとこなんかは建て替えられて空き家があったのが建て替えられたりすると、やっぱり新しく人が住まれるわけですよ。そうする

と、人口が増えるということもありますので、この特例措置をなくす、なくすのが町でできるかどうかは分かりませんが、特例措置を考え直すお気持ちがあるかどうか、お聞きします。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（窪地）今、議員のご提案でございますが、他市町、他県の状況も踏まえて研究していきたいというふうに考えております。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）先進地、全国約350の自治体が、空き家の解体や適正管理を求める条例を制定しておられますので、こういった先進地の事例をよく検討されてですね、過疎地、過疎地いうたらおかしいですけど、住宅密集地でないところはそんなに急ぐ必要はないかも分かりませんが、海田町のように、住宅密集地であちこちに空き家があるというのは非常に問題があると思いますので、ぜひ先進地の事例を研究されて、早急に対策をしていただきたいと思います。バイパスの騒音問題ですが、これ私、今日国信地区のことを申しましたが、本町の国信だけでなくて寺迫もあるであろうし、南昭和町も多分あると思います。国土交通省のほうで騒音調査はされるということで、これはいつ頃かお聞きになっておりますか。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（近森）今年の秋ということは聞いております。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）では騒音調査をされて結果が出ましたら、町の方ですね、防音対策をしていただくように要望してまいりたいというふうに書いてありますが、要望していただけるんでしょうね。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保田）その測定結果を見さしていただいてですね、環境基準とかいろんな値がありますのでそれらを見てですね、そういったのが超えているような状況であればですね、必要に応じてその辺は検討していきたいという具合に考えております。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）あのやっぱり、道路というのは夜ですね、非常に交通量の多い、特に瀬野まで開通してから非常に大型トラックが多くなったように感じられます。一晩中車が走るわけですから、騒音問題は住民にとって非常に深刻な問題だと思うんです。私の

とこなんかは鉄道の騒音ですけど、これは、1時間に1本ぐらいしか夜は通りませんので、そんなに、気にはなりますが、そんなに気にはなりません。道路の場合は常に通っておりますので、大変、影響があると思いますので、騒音については、国に対して強く要望していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保田）騒音結果、調査結果ですね、調査結果と地元の状況を十分踏まえましてですね、その辺は検討させていただきたいという具合に考えております。

○10番（多田）はい、終わります。

○議長（久留島）11番、宮坂議員。

○11番（宮坂）11番、宮坂です。本日、1点というか、2点、お願いします。まず小・中学校のエアコンの運用基準についてなんですけども、各小・中学校にエアコンが整備され、その運用基準も作成されておられます。それによると、設定温度は学校環境衛生基準及び広島県地球温暖化防止地域計画に基づいて、学習に望ましい室温を冬季が10度以上、夏季が30度以下とし、エアコンの設定温度を冷房を28度暖房を20度と定めておられます。そして冷房運転をする場合には、窓を開け扇風機を使用した状態で、室内温度が30度を上回った場合に稼働することになっております。私ここで疑問に思うのは、設定温度を28度にするのであれば、室内温度が28度になった時点でエアコンを稼働させても良いのではないかというふうに考えております。また以前に質問したんですけども、温度とは別に、湿度に関しても、どのようにするかということを知りたいんですが、その基準が定めておられません。その点についてはどのように考えておられますか、お尋ねします。続きまして、小・中学校の夏季長期休暇を短縮してはどうかということで、そのエアコンの設置によって、小・中学校の学習環境は飛躍的に向上したと考えられます。長期夏季休暇は、暑い夏に勉強意欲が衰え、授業が困難になることから実施するのが、本来的な目的であろうかと思えます。ただ、長期休暇にしかできない体験もあるであろうから、来年度以降、長期休暇を、1週間くらい短縮し、授業時間を確保するようにされてはどうか、提案します。以上お願いします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）宮坂議員の質問については教育委員会から答弁をしますので、よろしくお願いします。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村） まず、エアコンの運用基準についての質問でございますが、1点目については30度を超えた場合にエアコンを作動させることとしておりますけれども、児童生徒の体調管理に十分配慮するとともに環境にも配慮して、柔軟に運用するよう、学校を指導しているところでございます。2点目については湿度の基準はございませんが、実態として、30度未満でも湿度が高い場合には、学校の判断でエアコンを作動させております。続きまして、夏季休暇の短縮と授業時数の確保についての質問でございますが、小学校においては、学習指導要領に定められている授業時数は十分確保できており、家族との触れ合いや自然体験等の夏季休業中にしかできない、そうした機会を大切にしたいと考えております。また、中学校においては既に3年生は1週間、1、2年生は4日間、夏季休業日を短縮して授業を開始しております。このような状況を踏まえまして、夏季休業日の短縮は考えておりません。

○議長（久留島） 宮坂議員。

○11番（宮坂） まず1点目、エアコンの温度設定については、一応運用基準はつくられてるんですけども、柔軟に対処しているというふうに答弁があったんですけども、基準をつくられて、これをどのように柔軟な対応っていうのは、それは各学校の校長の判断に任せてるのか、それとも、各教室の担当の先生、先生の判断に任しておられるか、前回質問したときに、教室によってはついたり、教室によってはつかなかったりする、そういったことがあったら、困りますよって事は質問させてもらったんですよ。で、運用基準、判断はどなたに任せているのかというのを先にお聞きします。

○議長（久留島） 学校教育課長。

○学校教育課長（石川）最終的に責任者という意味ではもちろん校長になると思いますが、全ての教室の環境を校長が全て把握しているわけではございません。ですので、その判断は各教室にいる教師が判断をしております。

○議長（久留島） 宮坂議員。

○11番（宮坂） で、その判断なんですけども、一応温度計が設定してあって、湿度計みたいなのもあると思うんですけども、一度見させてもらったんですけども、最近一番新しいぶんでしたら、操作パネルにマイコンっていうか温度計が設計してあって、それによって、今30度、28度、になってるような、一番最新のあるのかなと思って見させてもらったんですけど、そうじゃなくてですね、一応まあ、各室に温度計、湿度計みたいなのがあって、でその温度計によってされてると思うんですけども、今言うように、

学校の先生、各教室の判断によっては、ほんとそれこそ、暑さに強い先生、暑さに弱い先生、判断によっては、教室によってはついていたり、教室によってはついてなかったりという状況も考えられると思うんですけども、今までご存知の範囲内でいいんですけども、6月下旬ぐらいから運用されて、学校によって各教室によって、つけてあったりつけなかったクラスがあったりということがあったのは、ご存じですか。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（石川）それは、こちらの方に全てではありませんが、こちらの方で把握をしております。各教室の階、1階であるのか4階であるのか。例えば今が3時間目ですが、その前の授業2時間目が体育であったのか、例えば算数だったのかによって、各状況が違います。ですので、同じ階であったり、同じ学校だったとしても、つけている教室、つけてない学級があるということはこちらでも把握をしております。

○議長（久留島）宮坂議員。

○11番（宮坂）私は運用基準を作れと言った方なんで、運用基準を作られて、逆にこれはね、これに縛られることなく、柔軟に対応されているのはすごくいいことだと思うんで、特に、湿度に関して書かれてなかったんで、その辺は心配していたんですけども、柔軟に運用をして、せっかくエアコンつけたので、それによって、うまく対応されるような、エアコンの授業をお願いしたいと。エアコンの授業といいますか、エアコンの作動をお願いしたいと考えております。それで、2点目なんですけども、少し不勉強であったんですけども、中学校の方では1週間、8月25日から授業をはじめて、一年生で4日間短縮されて、8月28日からですかね、されているということなんですけども、今ゆとり教育というのが見直されまして、授業日数、確保されてると言われたんですけども、確保されててもかなり厳しい状況ではあると思うんですよ、私は。で、中学校においては、確保できないから、短縮をされてるんじゃないかと思うんですよ。先にその点から。中学校においては、現行どおり普通でいったら、9月1日から、夏休みを終わって始業式が始まると思うんですけども、それができない状況であるから、中学校では3年生は1週間、1年生は4日間の短縮をされているという認識でよろしいんでしょうか。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（石川）9月1日から中学校が授業を仮にしたときに、インフルエンザ、警報等で全く休みが無いという状況であれば、9月1日始業でも可能かと思えます。た

だそれは予期できませんので、保険をもってという言い方もあれなんです、一週間前倒しで授業をしておる。それで授業時数確保に努めているということでございます。

○議長（久留島）宮坂議員。

○11番（宮坂）それはいわゆる危険予防というか危険措置に対しての1週間早めるということでもよろしいですかね。ですから、何かあった場合に対しての早目の授業、ですから、今の課長の答弁でしたら、一週間早めに始めたんですけども、特にインフルエンザあるいはそういう何かの緊急事態がなかったら、別の時に1週間ぐらい、また休みをとるといような感じの判断でよろしいんですか。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（石川）申し訳ありません。仮にインフルエンザ等がない場合でも、特に例えば、2月3月に特別な休み・休暇を設けることは考えておりません。

○議長（久留島）宮坂議員。

○11番（宮坂）それで、中学校においては先ほど申しましたように、私も不勉強だったんですけども、小学校においてもですね、やはり授業日数の確保、今いろんな行事が小・中学校にやはりあると思うんですよ。で、各小学校で、小中学校先生方も大変苦勞されてると思うんですよ。で、せっかくエアコン、ね、素晴らしい学習環境がきたので、私も小学校、中学校のころは夏休みはずっと遊びたい気持ちはいっぱいあったんですけども、ある統計によりますと、長期休暇が終わりますと、どうしても、家庭生活が乱れてくると思うんですよ。朝早く朝寝坊したりですね。ね、そういった感じで、それで、ちょっと調べたんですけども、長期休暇が終わった後、約1週間から2週間ぐらい通常の学習形態、子どもたちが、夏休み明けで通常の授業になれない、というか戻れないというような状況があったりするとも聞いております。なので、まあ1週間で私提案したんですけども、小学校においてもですね、例えば午前中だけを授業に持っていったりですね、そうやって学習環境、生活環境を長期休暇から通常の状態に慣らしていくといった面からも、休暇を短くしてはどうかと思うんですけども、そういった観点での考えはございませんでしょうか。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（石川）本年度、一部の小学校ではございますが、夏季休暇を4日間短縮して木曜日からスタートしておるところがございまして。その学校の状況、子どもの様子、2学期の授業への移行というところをお聞きしまして、こちらで考えていきたいと

いうように考えております。

○議長（久留島）宮坂議員。

○11番（宮坂）ということはその、学校、まあどっかの学校、どこかの学校4校あるうちの一つ、ここでは具体的にまあ聞きませんが、それによって、生活習慣がよければ、もしかしたら来年度以降は全て4校、小学校でもそういった早目の授業をやるという可能性は、考えて、当然考えていらっしゃると思うんですけどもその辺のお考えはどうなんでしょうか。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（石川）4校の状況、例えば学校行事であるとか、子どもの数等が全て同じではございませんが、今回やったところの子どもの状況については、把握してそれが全体に広げられるものかどうかについては検証していきたいというふうに考えております。

○議長（久留島）宮坂議員。

○11番（宮坂）それでまたこれ、不勉強で申し訳ない、中学校の授業を短縮されたのは、いつからされてるんですか、教えてもらえますか。中学校、一週間早めに始めたって言われましたよね。それは、本年度から、それとも以前から。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（石川）申し訳ございません。把握はしておりませんが、今年度からでは、昨年度からではございません。

○議長（久留島）宮坂議員。

○11番（宮坂）しつこいようなんですけども、他県、広島県では本町が初めて公立ではエアコンを設置したんですけど、調べたところ福岡県の方では公立の小・中学校エアコンを設置されて、それに伴って、授業日数は、長期休暇、夏休み、短くされているというような状況を聞いております。それであともう一つは、子どもにとっては休暇が長いのは良いと思うんですけども、またあと補正でも出てくるんですけども、学校に行ってもらうことで、保護者の方にとってもある意味、負担が軽くなるようなこともあると思うんですよ。ただ僕は子どもの見方するんだったら、はあ夏休みはずっとやってくださいと言うんだけど、じゃあ、僕は、まあいいや。ですから、小学校におかれては、来年度以降の全小学校に、夏休みを短くする考えは、改めて、検討するか、ないか、その答えを聞かせてください。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）結論から申し上げますと、私は、夏休み、特に小学校、中学校もですけども、取るべきだと私は思っております。その中でどうしても授業時数の確保ということで、中学校は1週間前に始めてしまいますけれども、できれば夏休みはそのまま確保したいと思っております。その状況に応じて2日前、3日前からやることはやっぱりやむを得ないのかなと思っておりますけれども、教育員会の指示として夏休みを短くするという指示を私の方でするつもりは、今のところはございません。

○11番（宮坂）終わります。

○議長（久留島）1番、大高下議員。

○1番（大高下）1番、大高下です。2点についてお尋ねいたします。高齢者のボランティアポイント制度を推進。我が国における高齢化が急速に進展する中、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、高齢者が安心して暮らせる地域社会をつくり上げていくことが極めて重要な課題となっています。そのためには、住み慣れた地域で自分らしい生活を継続するためのサービスを充実させるとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた国、自治体の連携による取り組みが求められています。現在、各自治体で進められているものは、高齢者の介護支援ボランティア等と呼ばれるもので、介護予防を目的とした65歳以上の高齢者が、地域のいきいきサロン、外出の補助、介護施設等でボランティア活動を行った場合に、自治体からポイントを付与するもので、たまったポイントに応じて、商品との交換や換金のほか、介護保険料の支払いにあて、保険料の軽減に利用できる自治体があります。その際、財源として、自治体の裁量により、地域支援事業交付金の活用が可能です。そこで、質問します。海田町においては、高齢者のボランティアポイント制度導入する考えはないでしょうか。2点目、騒音対策について。東広島バイパスが瀬野西まで開通後、海田東下り口、上り口の交通量が大幅に増加し、特に夜間の騒音問題が緊急の課題になっています。地元の方からも、騒音対策について、多くの要望があります。そこで、質問します。一刻も早い騒音対策が必要と考えますが、町として、国に対してどのように要望等をお考えでしょうか。以上、お願いします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）大高下議員の質問に答弁をいたします。まず高齢者のボランティアポイント制度の導入についての質問でございますが、この制度の導入につきましては、現在、

国の地域支援事業の見直しにおいて、生活支援や、通いの場の実施は、地域で活動しているボランティアなど多様な実施機関でできることとなっておりますので、今後、生活支援サービスの実態、実施体制を整備する中で、地域の実情にあわせて高齢者ボランティア等の活用について先進地の事例を参考に研究してまいりたいと考えております。続きまして、東広島バイパスの騒音問題についての質問でございますが、国土交通省からは秋頃に騒音調査を実施し、その結果を見て対応を検討すると聞いております。町といたしましても、調査結果を踏まえ、防音対策を要望してまいりたいと考えております。

○議長（久留島）大高下議員。

○1番（大高下）今回、この高齢者のボランティアポイント制度を提案したのは、元気な高齢者が要介護にならないために、生きがいきづくりや社会参加促進施策と、介護予防につながる諸施策を展開する必要があるということ、それと、今、高齢者が地域でボランティア活動に従事することによって、高齢者の社会参加の地域貢献を促すとともに、高齢者自身の介護予防につながるとして、全国でも、自治体でも実施しているところがあるので、取り上げました。その中で、現在、地域包括ケアシステムを推進していく上でも特に元気な高齢者の力が必要になってくると思います。そういう意味で、ポイント制度については本当、先ほど答弁があったように、いろんな考え方があると思いますが、ボランティア活動をされる方は、高齢でありながら、健康を維持しつつ、なおかつ、介護保険の給付を受けておられない人です。団塊世代の生きがいや健康づくりに資するものと考えます。実現に向けて、本当に行政の一層の努力を期待しておりますが、この点についてはどうですか。

○議長（久留島）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（湯木）議員さんがおっしゃっていただきましたように、高齢者のボランティア活動については、社会貢献や社会参加ということで、介護予防にもつながる大変重要なことだと考えております。この度、27年度以降で、国が地域支援事業を見直しております、新しい総合事業の中で訪問型のサービスやそれから通所型のサービスにおきまして、NPOやボランティアなどの活用も位置づけられております。そのことも踏まえて今後検討していきたいなというふうに考えております。

○議長（久留島）大高下議員。

○1番（大高下）1点目はそれで終わります。2点目の騒音対策についてですが、先ほど多田議員のときに答弁がありましたので、それに準じます。一つ思いがあるんですが、

先日、8月25日に、海田高架事業の現地説明会がありました。そのときに完成時期について質問があったときに、国交省の方が、いつまでできるか分からんというようなことでした。本当にこれは情けないことで、目安がないことを言われました。その点で、町として本当に今までね、どういう、たった2.3キロであの土地ももう道路を買収してあるのに、いつまでできるか分からんという答えがでること自体が町として本当にどういう取り組みをしとるのかのということを感じましたので、その取り組みのことについてお願いします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）確かに大高下議員ご指摘のように、町内においてはわずかということになるわけですが、これも繰り返し申し上げておりましたね、私も町長にならせていただいて、毎年ですね、期成同盟会、東広島バイパス、西広島とかですね、また54号線バイパス、期成同盟会を広島市を中心として対応をしております。その中で、毎年、今年も議長さんにも行っていただいたようにですね、国土交通省、総務省、予算の関係で財務省、とかですね、各方面へ強力でですね、もう今後はどうしても早く開通していただくことについてですね、強硬に要望してまいりたいとこう思うように考えております。

○1番（大高下）以上で終わります。

○議長（久留島）暫時休憩します。再開は10時50分です。

~~~~~○~~~~~

午前10時37分 休憩

午前10時50分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。一般質問を続行いたします。2番、大江議員。

○2番（大江）2番、大江です。今日は2点ほど質問させていただきます。まず1点、3保育所を1保育所にする再整備保育所設置及び出産時における核家族家庭の支援について。この度子ども子育て支援事業の一環として再整備保育所設置の形態として、畝、幸、西浜の3保育所をひとつにまとめ1保育所にして、民間委託をされると提案されましたが、今、国が推し進めている認定子ども園になぜされないのでしょうか。認定子ども園は、今、返上をしている点が多いと聞いていますが、原因は、措置費が、人数が多

くなればなるほど減るということで、上限は 200 人と聞いています。計画の園は 170 人ですので、措置費には差し支えはないと思うのですが、認定こども園の入所の条件は、働いている家庭、働いていない家庭のどのニーズにも対応できると思うのですが、①保育所にあえてされる理由は、②海田町で私立経営されている保育所、幼稚園の今後の方向性は 7 月 31 日の委員会において最終意向確認中となっていました。それで保育所でいくのか、幼稚園でいくのか、それとも、認定こども園を考えているのか、お聞きします。③保育所の再整備に伴い、新しい民間の施設に二児出産時に上の子を預かり、父親が迎えに来て親子で食事をして帰る施設設置の要望はできないのでしょうか。核家族化が進む中、母親の出産後の心と体の休養も含み、安心して産み育てられる海田町になるのではないのでしょうか。もし、再整備事業にとり入れられないのなら、今ある保育所で対処はできないのでしょうか。大きく 2 点目、防災掲示板について。防災マップが 4 月各家庭に配られ、海拔表示がいたるところに表示されました。しかし、いざとなったときに、マップを取り出して判断ができるのでしょうか。あちこちで想像もしないような天災が起こっています。廿日市の方で見たのですが、コンビニの駐車場に防災の掲示板が立てられていて、避難場所が分かりやすく明記されていました。その地域が初めてでもすぐに把握ができ、地図のようなものですが、その地域だけの主な建物の記入だけで、余分な記入はありませんでした。海田町にも、このような防災の掲示板があると、外出先でも瞬時に行動できると思うのですが、防災掲示板を考えてはいかがでしょうか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）大江議員の質問に答弁をいたします。まず再整備保育所設置及び出産時における核家族家庭の支援についての質問でございますが、1 点目については、幼稚園の今後の見込み量に対し、施設は充足している状態であります。再整備する施設は、保育所の今後の見込み量を踏まえ、既存施設も含めた確保方策の中で、保育所として整備するものでございます。2 点目につきましてははおおむね現状維持と聞いておりますが、将来的には今後の状況を見て判断したいと考えております。3 点目につきましては、現在でも産前・産後期間中の保育所への入所を行っております。なお、親子で食事をする施設の設置等については考えておりません。続きまして、防災掲示板についての質問でございますが、海田町では避難場所案内看板を設置しておりますが、今後外出時においても目につくよう表示方法、設置数等、適宜見直してまいりたいと考えております。すみません、2 点目についてちょっと。もう一度読ませてください。2 点目についてはお

おむね現状維持と聞いておりますが、将来的には今後の状況を見て判断したいとのこと
でございます。

○議長（久留島）大江議員。

○2番（大江）保育所の件で1点目についてお尋ねします。今、施設は充足している、見
込み量に対して充足してるということですが、今度新しく建てられる定員は170人で、
現在、幸保育所の定員数が120人、畝が60人、西浜105人。これ合計しますと285人。
これを170人の定員にするとすると、約105名の園児数が少なくなるということになり
ますが、これで実際、今の新しい施設の定員数、のまかないができるのか、2点目の現
状幼稚園、各私立の保育所が、今のままの定員数でいくとなると、これだけの人数の補
いが果たして、今度新しくできる保育所で、対応できるのかどうか、ちょっと疑問に思
うのですが、お答えください。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川）今後整備する保育所についてでございますが、既存の私立保育所の
定員を増員すること、それから、現在あるつくも保育所についても広さに余裕がござい
ますのでこの定員を多くすることで、再整備する保育所は170と考えております。

○議長（久留島）大江議員。

○2番（大江）具体的に各園の、大体今これほぼ現状と同じと書いておりますが、今増や
すとおっしゃられましたが、例えばつくもでしたらどのくらいの定員数を増やすお気持
ちなんでしょうか。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川）今後の見込みは、これから数字を出しながらにはなりますが、百四、
五十人は確保できるのではないかと考えております。

○議長（久留島）大江議員。

○2番（大江）幼稚園関係で、認定こども園をすることが多いのですが、今のところ、
様子を見てからという、各幼稚園、保育所がそういうお答えのようですが、今広島市で
は、認定こども園が20ほどあります。そしてその中には、夕食を提供をしている保育
所もあります。それらを考えますと、やはり、海田町に一つはやっぱり認定こども園、
今のお母さんたちのニーズに合った、働いていても、働いていなくても選べる、そして、
仕事を辞めても、移行できる、そういう柔軟性に応じたものがやはり町内に一つは必要
ではないかと思うのですが、その点、町の方から、どうですかという働きかけなんか

は、私立の方にはできないのでしょうか。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）民間の今の保育所、あるいは幼稚園の方に町の方から認定こども園になっていただけますかということの働きかけについては、これはできないと考えております。あくまでもそれぞれの経営者の皆さんがどういう形態でやっていくのかということを考えていただいて、その方針に従っていただくような形になろうかと思っております。

○議長（久留島）大江議員。

○2番（大江）産前・産後休暇中の保育所の入所ですが、現在でも、入所を行っているということですが、以前聞いたときにですね、入所をさせよう思うたけども定員がいっぱいで入れなかったっていう声も聞いております。で、その点その子たちは、例えば定員がいっぱいでも入れるのか、それとも、空いてるところに回されたりするのか、そのところはどのように対処されていますか、現在のところ。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川）ご希望があった場合、ご希望の保育所がいっぱいの場合は、保護者との調整の中で、空いている保育所にご紹介をさせていただいているところです。

○議長（久留島）大江議員。

○2番（大江）その場合ですね、この産前・産後の8週間ですが、一番大事にしたいのは、要はその間預けられる子どもですね、急に、例えば保育所に行って、はい、あなた、お母さんこれだから今日からここ行ってねというと、多分入所当時の様子で分かると思いますが、大泣きする子どもが大半だと思います。で、この間ほとんどもし産前から預けられていたら、産前期間中は大泣き状態、産後で少し慣れるかなっていう感じの状態ではないかと思いますが、その産前・産後の休暇で預かる子どもの手当としては、どのようなことを考えられていますでしょうか。

○議長（久留島）こども課長

○こども課長（森川）確かに保育所に入所当時は慣れない中で、泣かれたりいろいろな状況があると保育所の方から聞いています。産前・産後で預かれる前にですね、保育所のオープンガーデンに来ていただいたり、子育て支援センターに来ていただいたりして、お母さんじゃない方に抱っこしていただいたりしながら、子どもさんが集団の中に慣れるようにケアをしているところでございます。

○議長（久留島）大江議員。

○2番（大江）その場合ですね、例えば、水曜日、毎週水曜ですね、そのときに行く保育所はここだったと。で、慣れるためにそこに行っていましたと。でも、空きがなかった、すみませんこっちの保育所に入所していただけませんかってことがあり得ますよね。それを考えた場合に、今ここ提案してるんですが、1か所余裕が、少し産休の子どもを預ける余裕をつくっておいて、その水曜日にお母さんと一緒に来ながら、子どもが来ながら先生やら子どもと慣れていって、スムーズに産前・産後の休暇が入れる、子どももすっと入れるっていうような状態のつくり、ですから、お母さんが妊娠したときに、例えばそういう環境の核家族のお母さんが預けたいと思う時に、妊娠したとき、その保育所に、例えば登録制なんかをつくっていて、そして、出産に入る時はスムーズにそこに入れるっていうような、そういう組織づくりっていうんですか、そういうものは考えられませんでしょうか。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川）現在のところの1か所のみでそのような施設をつくるということは、入所の状況からちょっと難しいと考えておりますが、現在の子育て支援コーディネーターを配置しておりますので、出産前から、そういうご不安についてはしっかり把握をして、保育所の空き状況であるとかっていう情報をしっかりとお母さんの方に伝えて、保護者の方に伝えて、サービスにつなげていきたいと考えております。

○議長（久留島）大江議員。

○2番（大江）じゃあ例えば空きがありますよっていう状態にその保育所に水曜日通って慣らそうと思って通っていました。ところがいざ産前になると、その空きが途中からの子どもの入所でなくなった、ということは、ありますか。それとも最初から空きがあったらそのまま入れる状態になるんでしょうか。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川）確かに、空きがない状況になる場合も、保育所の入所状況ですのでございますので、そのような場合については、保育所間でも連携をしておりますので、情報をしっかりと伝えて、子どもさんが慣れるような対応をしているところでございます。

○議長（久留島）大江議員。

○2番（大江）正直言いますと、家庭で見ているお母さんたちというのは、子どもも年齢

が3歳未満児が多いと思います。それ以上になると幼稚園か保育所かに幼稚園に入っているケースが多いんですが、やっぱりその、子どもを考えた場合、大人でもそうですけども、はじめての職場にぽーんと放り出されてすぐ慣れるかっていっても、なかなかそういうことはできません。ですから、やはり、それは子どもの気持ちを大事にするならば、子どもがいかにもスムーズに、その間、保育所に慣れ親しんでいけるかっていう、やっぱりその手だてをもう少し、保育所、それから親の受け入れのところで考えるべきでないかと思うんですが、それをどのようにお考えなんでしょうか。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川）そのような子どもさんのご不安とか保護者のご不安については、各支援センターであるとか保育所の職員、また、保健センターの相談の中で、しっかり受けとめてしっかり連携をして、その保護者・家庭の支援をしていきたいと考えております。

○議長（久留島）大江議員。

○2番（大江）それと、入所できるのは産前8週間、産後8週間とありますが、母親の身体っていうのはやっぱりその母親、母親で体調が違います。ですから、体調の悪い方は診断書をいただいて、8週間以上の延長っていうこともあります。これは一つ町長にお願いなんです。先進地を見習ってじゃなくって、海田町が一つ先進地となって、やっぱり先進地になって、産後8週間をもう1か月ぐらい延ばしてですね、すっかりお母さんの身体の養生ができた時点で、もとの生活に戻るという体制を整えるのが、本当に。子どもを産む前から産んだ後、自分の体も子どもも皆ハッピーな気持ちになって、次にまたもう一人産もうかな、みんなが見守ってくれるっていう気持ちになって、それが少子化問題を解決するんじゃないかと思うし、海田町の産んで良かったっていう、この、町のあれに、要するに、町の思いに当たるんじゃないかと思うんですが、町長、いかがお考えかちょっと聞きたいんですが。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）確かにおっしゃるように、安心して安心安全なまちづくりの一環として、子育てに対しては重要なことと考えておりますが、そこらの、例えば先進地とかですね、いろんなところで、事例とか、また、子育てとかそういう保育所に対してもいろんなことも研究をして、海田町に合ったものをですね、考えていきたい、こういうように考えてみたいと。

○議長（久留島）大江議員。

○2番（大江）いや、事例とかではなくて、今の子育て支援とかいうのは、根本的なものが、一番この部分が解決しないから子どもを産まないし、産む自信がないし、家族がへとへとになるというケースが多いんです。ですから、やはりこここの部分を大事にしていくことによって、子どもがたくさん産んでも安心できるっていう気持ちになる。それとここに書いてますけども、父親が迎えに行っ一緒に食事をして帰れるようになっていうのは、やはりそこに子どもがポツンと慣れないところに預けられて、父親が来てでき合いであるかもわかりませんが、やはりそこで親子で語り合っ、母さんがこうだよ、っていうふうな、要するに共に食事をして、そして、温かい気持ちで家に帰る、産後の1週間病院に入ってる間に、そういう場の提供をやることで、本当に社会全体が、その産んでいく子どもたちの家庭を見守るっていうことになると思うんですよね。実際、産んだ直ぐのあととか、病院にいる間はいいですけど、帰ってきましたら1時間おきにミルクをやらなきゃいけない。半分もう寝ながらっていう、一時はお乳をやりながら窒息死して赤ちゃんが死んだ事例が何件もあります。そういうようにして母親っていうのは、病院から帰っても、まだまだ体が本当に休まっています。ですからそういう意味で、その一番根本の部分を大事にすることが、海田町で本当に先進地としての事例をあげられていくのではないかと思うんですが、もう一度返事をお願いいたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）確におっしゃいますように、子育てに関しては母親だけではなく、父親も、周囲の環境にも大きく左右すると思っております。そういう点についてですね、良い事例とかですね、海田町に、そのあったようなですね、地形的にも割と近いところに保育所とかですね、周囲が割と狭いです。そういう面からいってですね、子育てしやすいまちを推進してますので、ぜひそこらもですね、併せて検討していきたい、このように思っています。

○議長（久留島）大江議員。

○2番（大江）よろしくご検討のほどお願いいたします。それから、防災掲示板についてですが、先ほどの廿日市の分ですね、これ市の方でやっていたのかなと思って調べましたら、自主で自主防災っていうのが、自治会の方でやってるんじゃないか、誰がやったか不明っていうことが分かりました。でもそれがとてもいい看板でありまして、多分自治会が自分たちでつくったんじゃないかと。で、これを今役場の方をお願いしてませんが、

今、自主防災組織とかがかなり働いてますし、加入してないところもありますが、今の自主防災組織の中の防災訓練っていうのがですね、どうしても各自治会の会長、副会長、それらの役職の方が行かれて、地域住民の参加、全部が参加するっていうのがあまりないように見受けられます。それと、自主防災に入ってるけども、各自治会に持って帰って訓練してるかっていいたら、それもなかなかない。ここに防災の掲示板を言いましたが、これ、やはり自治会にも働きかけて、それから今の防災に対しての予算を計上しますが、それのお金を出しながら行政と一緒にやっぱり地域に合った防災マップをつくる必要があると思うんですが、特に海田町この度、八木の方で土砂崩れがありましたけども、海田町は今のところ、瀬野川の洪水と津波のハザードマップがありますけども、土砂崩れの分はありません。国の方が確かもう今は別々のもののハザードマップをつくりなさいというふうになっていると思うんですが、そのところと兼ね合わせて、今後、どのような、掲示板、防災の掲示板、それからマップについて対応していこうと思うか、お返事をお聞かせください。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）まず、海田町の防災避難所案内看板、現在、町内に6か所ございます。町としても、これで十分なものとは考えておりません。で、今後、町長答弁にもございましたように、表示内容や設置箇所数、これについて、まずは、避難所の周知というのは、行政の責任だろうと考えておりますので、まずは行政の方で、こういった表示内容、設置箇所数のほうの見直しを図ってまいりたいと考えております。

○議長（久留島）大江議員。

○2番（大江）今年ですかね、各自治会の掲示板がいたるところでつくられてますけども、そういうのを利用されるのもひとつなんかと思います。それと正直言って、皆さん知っておいてほしいのがですね、今まで働いていた方が、家と会社との往復で、こないだやっとなんか定年された女性に聞いたんですが、私ね、今まで町民センターがどこにあるのか、それから、ふるさと館がどこにあるのか、全然知らなかったのよって言われました。以前、敬老会のおきも、町民センターでやりますよって言ったら、町民センターってどこにあるんや、と言われた方もかなりいました。そういう、皆さん、広報なんかで配ってるんですが、実際に自分らの生活に関係ない方は、見てない、行ってない。そういう現状があります。ですから、今、こういうものを、外に掲示板として出してくださいというのが、やはり自分たちが実際働いていると、その場所が、名前は知っていてもどこに

あるから分からないという方が、町民の方でもかなりいますので、それをやはり頭の上において、みんな知っているもんだじゃなくて、知らない方がかなりいるということで検討していただきたいと思います。以上、終わります。

○議長（久留島） 8番、岡田議員。

○8番（岡田） 8番、岡田です。2点を質問させていただきます。災害避難場所の見直しについて。海拔表示が実施をされ、住民の防災意識も高まりつつあると思います。先頃台風の大雨被害を受けた高知県では、大津波等の大規模な自然災害が予想されているため、住民に避難路の確保や避難場所の表示などが徹底されているそうです。埋立地の多い海田町では、住宅が密集しているところが低地であるために、避難場所の見直しを考えるべきでは、という声が高まっております。そこでお尋ねをいたします。福祉センターやひまわりプラザなどの海拔の低いところの避難場所はどのようにするのでしょうか、町長の見解をお尋ねいたします。私は、明神町などの新開地域にも高層の避難緊急の避難可能な建物を建設すべきだと思っておりますが、どのようにお考えでしょうか。集団的自衛事例権の行使について。安倍内閣は国の形を変える集団的自衛権の発動に乗り出しました。政府は憲法を十分な論議もなく、日本人が戦場で殺し殺されることを容認をしております。私は、論議をしないまま、平和憲法を蹂躪するような内閣は信用できないと思っております。海田町には自衛隊もあります。自衛隊員がそうした状況に追い込まれることにも反対であります。憲法9条には、戦争放棄がうたわれ、世界にも誇れる内容だと思っております。自衛隊の海外派兵を容認をする集団的自衛権の行使をどのようにお考えでしょうか、町長の見解をお尋ねをいたします。

○議長（久留島） 町長。

○町長（山岡） 岡田議員の質問に答弁をいたします。まずは災害避難場所の見直しについての質問でございますが、地域防災計画の津波による浸水被害想定の見直しを踏まえ、新たに浸水が予想されることになった避難所においては、3階以上へ避難するよう、変更を行っているところでございます。また、津波の到達時間を考慮して高台への避難や、浸水時緊急避難施設での対応を併せて考えておりますので、新開地域に新たな建物を建設することは考えておりません。続きまして、集団的自衛権についての質問でございますが、防衛・安全保障については国の専権的な事項であることから、国政の場において十分に議論されるべきものと考えております。

○議長（久留島） 岡田議員。

○8番（岡田） それでは再質問させていただきます。まず、集団的自衛権の事なんですけれども、町長は、国の専権事項であるから国が判断すべきだと言われたんですけども、私は、町長の政治姿勢ですよ、政治姿勢として、この問題をどういうふうに考えているかということをお尋ねをしたかったんですけども、特に海田には13旅団ですかね、ありまして、直接そういうふうなことが起こった場合に出動すると。呉にも海上自衛隊が、一番最初に行くというふうな格好になっておるんですけども、その中で、広島市は国際平和文化都市ですか、そういうふうな名前が付いとるんですけども、広島市にも、けっこう広い範囲が陸上自衛隊の敷地があるというふうなことを踏まえて、町長は、こういうふうな問題について、今多くの国民の中でもこの問題について論議されとるんですけども、このことについて町長としての政治姿勢いうんですかね、それをお伺いしたかったんですけども、ただ国の専権事項だから私は知りませんよというふうなことで、済まされないと思うんですけども、どうですか、そのことについて町長の考えを改めてお伺いいたします。

○議長（久留島） 町長。

○町長（山岡） 先ほども答弁いたしましたように国の専権事項であることから、私の答弁は控えさせて、コメントは差し控えさせていただきます。

○議長（久留島） 岡田議員。

○8番（岡田） この問題ですよ。別に憲法9条を改正したわけでも何でもないのに、ただ閣議決定だけで、それで、自衛隊が海外で戦争できる国、集団的自衛権を行使できる国、そのことについて、町長は、やはり、そうは言われても、安全安心を守る立場ですからね、町民の方の。そして自衛隊も海田にはおられますからね。そのことについて、今の憲法9条を無視したような憲法9条があるのに、そういうふうな海外でどんどん戦争する国にしていく。そういう事についてどういうふうにお考えですかということ再度お伺いをいたします。

○議長（久留島） 町長。

○町長（山岡） このことについてはコメントは控えさせていただきます。

○議長（久留島） 岡田議員。

○8番（岡田） コメントを控えるということなんですけれども、この前安倍首相が8月6日に来られまして、この中でも被爆者の方と懇談をして、その中で、被爆者の方は、過ちは二度と繰り返しませんというふうな碑のことを引用されて、こういうふうなことに

なる、このこういうふうなことに對して集團的自衛權は撤回すべきだと、こういうふう
に言われとるんですけれども、また、長崎の市長なんかもそう言われておるんですけ
ども、そのことに對し、やっぱり自治体の長としてですね、コメントを控えさしてもら
いますと、いうふうなのは、どういうんですかね、もう少しこの踏み込んだ、これを支持
するとか、あるいは撤回すべきだとか、そういうのは態度は取るべきと思うんですけ
どもね、これは本当に国の形を変えるというか、そういうふうな大問題なんですよね。そ
してこの後に続くのは、徴兵制、そういうふうなことが危惧されておるわけなんですよ
ね。今笑われましたけどもね、そんなことはないよと言われても、やはり今の政府とか、
あるいはこれを支持する人たちは、その次に来るのは徴兵制だと。それをどういふ
に準備しようかと、そういうふうなところをずっと考えておられるわけなんですよね。
そうしてきたら、今の若い人たちですよ。小学生、中学生、高校生とか、そういうふ
うなものが戦場に出ると。そういうふうなことが大変危惧をされとる状況なんですよね。
そういうふうな状況に對して、どういふふうに思われますかということなんですよね。
この前安倍首相がね、8月の初め頃ですかね。テレビでパネルを使って、韓国からの在
留邦人をアメリカの艦船で、日本に移送するために自衛隊がその艦船を護衛するんだと
いうふうなことをパネルで説明されましたけれども、これも全くそういうふうな実情じ
ゃないわけなんですよね。アメリカの艦船がね、日本の法人いうんですかね。それを救
出するなんていうようなことはまずないわけなんですよね、一番最初に救出するのは、
アメリカの国籍をもっておる人、アメリカに永住権を持っている人、イギリス人とかカ
ナダ人であるとかで、日本人はもう最後の5番目くらいなわけなんですよね。こうい
うふうなことが全くでたらめのことを、ああいうふうな会見でさも本当にありそうなこ
とを言う。こういうことに對しても問題があるわけなんですよね。だからこの今この
いうふうなこの大問題ですよ、本当にこれは實際ありうるわけですからね。今はそう
いうことですよ、来年になったら、もう来年の通常国会で着々このいろんなこの
具体的な法整備をしていくわけですからね、そのときに、コメントを差し控えさして
もらいますと言っても、どんどんどんどん、こう物事は、そういうふうなことで海外に
自衛隊を派遣しようということ、法的にも進んでいくわけですからね、そして今の機
密保護法なんかで、全く表に出ないような格好でどんどんどんどん進んでいくと。こ
のことに對して、町長は、やはり、私はコメント差し控えさしていただきますというふう
なのではなくて、町長の方の考え方を述べるべきだと思うんですけれどもう一度お願いいた

します。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）何度答弁しても一緒でございます。私は現在コメントをする気はありません。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）私はやはり町長からね、やはりこういうふうなのは、撤回すべきだというふうな言葉が聞きたかったんですけどもなかなかコメント差し控えたいということで、町長の考え方はなかなか表に出せないということで、なかなかこれ以上言ってもなかなか難しいでしょうから。次に、避難場所のことなんですけども3階以上に移動するかというふうなことを言われましたけど、今の福祉センターとか今のひまわりプラザですね、海拔表示で、そんなに高くないと。今のいろいろな坂町とか広島の2号線なんかでも海拔表示をされておるんですけども、あそこの坂の今新しい、ちょっと前に県営住宅ができとるんですけども、あそこの方、いまなぎさ公園言うて海のすぐ近くに公園が整備されとるんですけども、あそこらでも海拔表示がしてあるんですけども、あそこら海のすぐ近くでも3メートル以上の表示がしてあるんですよ、片一方じゃ海田のひまわりプラザとか今の福祉センターなんかだったら、1メートルとかそこらぐらいなんですよね。で、結構海岸線から離れておってもそれぐらいの海拔なんですよね。そのときに、例えば、大雨が降ったりすごく降ったりしたりなんかしたら冠水をする、まあ十分考えられるわけなんですよね。それで、そういうところに避難場所に指定するいうのもね、何かちょっとこの本当に大丈夫かなというのがあるんですね。この前四国、高知だったんですかね。中学校かどっかが避難場所になっとなつて、そこに避難をした人が、1世帯、まあ、人数が少ない少なかったんですけど、そこに1階ぐらまで冠水をして、避難場所になる、結局は1世帯だけだったんですけども水が引いたら帰られたという、こういうふうな状況なんです。そういうふうなことを考えたらですね、今のひまわりプラザとか、あるいは福祉センターは避難場所として、そしてまたそこに住民の方が避難をしていく場合ですね、経路としてそういうふうなことがあったら、やはりちょっと、考え直さんにゃいけないんじゃないかと思うんですけども、ただ、1階が浸かるから2階、3階に上がると。それだけじゃなくて避難場所そのものも根本的に、検討し直さないけんじゃないかと思うんですけども、その辺をお願いいたします。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）まず、浸水、津波等に対する避難の方法でございますが、まずは、水に関しては、高台への避難、これが最も重要なことだろうと思います。ハザードマップ、この4月にお配りさしていただきまして、浸水する地域を色づけして各戸に配布させていただきましたが、まず、時間的に余裕があれば、色のついてない場所、浸水しない場所への避難、これがまず重要だと考えております。それでもなお、緊急に逃げ遅れて避難しなければならない、そういった場合におきまして、今回、福祉センターも3階以上に避難してくださいという見直しをかけておりますので、それに従いましての、緊急時には、そういった公共施設の3階以上への避難というのを実施していただきたいと考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）それはですね、例えばですね、高台に逃げると言われましても、じゃあ高台に逃げるような表示ですよ、海田町多分、先ほど大江さんが言われましたけど、ここが避難所ですよ、高台の避難所ですよというような表示ですよ、表示はしてないと思うんですよ。例えば、高知県とかああいうふうなところは、そういうふうな津波の災害が出るから高台に逃げてくださいというふうな表示はしてあるんですよ。いわゆる看板、あの道路に看板がついて表示をしてあるわけなんです、海田町はそういうのが、まだしてないんじゃないかと。それと今の例えば福祉センターで、危ないから、3階の方へ上がってくださいというて、そりゃあ行っとったら水が来たりなんかしたら、そりゃあ3階に上がりますよ。そうじゃなくて、その水が、例えば浸水をした状態で、そこが避難場所で、そこに行っていいのかどうかというふうなのがあると思うんですよ。で、そういうふうな状況のときに、そういうふうな福祉センターとかいうふうなのはふさわしくないんじゃないか、ということなんです。それとですね。これはちょっと直接あれとは違うんですけども、土砂災害の危険箇所ですよ。で、海田町の場合、土砂災害、地域は、24か所くらいで、土砂災害の危険地帯44か所ですか、急傾斜地の危険箇所は74か所と、そういうふうなことが県のホームページとか、あるいはこの前3月に出された防災編とか何かに、載っとるんですけども、こういうふうなのが載っかって、例えばこれを、順次、整備いうんかそういうふうにしよと思ったならば、莫大な時間とお金がかかると思うんですよ。なんか、広島県によると、今の広島県の3万幾らある危険箇所をずっと整備していこうと思ったら、あと333年くらいかかるかというふうなことを言われたとかいうふうなことなんですけども、やはり海田町で、それに

似たような格好で、そりゃあものすごく時間がかかると思うんですよね。やっぱりこれの対応いうんですかね、そういうふうなのをとっていかにやいけんと思うんですよね。それと、今の総合公園ですね、避難をしてくださいという避難場所になって、それで、何人避難できるんかいうたら、3月の防災には6万9,000人ぐらいいうふうなことが書いてあったんで、人数が書いてあったんですけどもね。まあそれやあ、あそこへそれぐらいの人数そりゃあ、どんどんどんどんやったらね、できるんじゃけど、なんかこれ、実際この、かなりかけ離れたような、とにかくこの、今の海田町の、広くない範囲ですからね。ああいうふうな警報が出たり避難指示が出た場合は、どっかに、避難してもらわなきゃいけんわけですからね、そういうふうなので、そんなに6万幾らというふうなね、人数6万、7万人近い人数があそこに書いてあったんですけどもね、これは、どう考えてもね、なんか実際に、実際と全然かけ離れとるいうんか、それとか今の避難場所でもそれぞれなんか、福祉センターじゃったら300人とかいうふうな人数になつとるんですけども、実際そういうふうな、本当にそこに、避難せえいうたらそりゃあ避難するんですけど、そこで、どういうん、実際にこの避難をして、何日か1日か2日でもそういうふうな、本当にできるのかというのもちょっとね、現実的にちょっと、ただ数字を合わせただけのような格好に見えるんですけどもね、今の海拔表示の低いところでも避難場所になっておるというのもあわせてね、これ本当にね、なんか、見直すいうんか、見直してからああいうふうな格好に、この3月になっておるでしょうけどもね、なんかこう、どう言うんですかね、ただ本当に、県やなんかがそういうような指導してこられたんでしょうからね、やはり何か、本当に実情に合ったいうんか、ただ数字合わせだけみたいな感じがするんですけどもね。で、避難場所はないから、今の公共施設を使うとけというふうな格好だけにしか見えんのですけど、実際にそういうふうな、ありはせんいうても、実際にはああいうふうな災害が広島市でも土砂災害が起こったわけですからね。それも15年前ですかね、6.29の災害があつて、それでもその反省もなくて、またこういうふうな災害、あの時の倍ぐらいの災害になつとるわけですけどね、そういうふうなのを、もうちょっと真剣に考えたらね、やはり、おのずと今の避難場所とか、ああいうふうなものも変わってきて当然だと思うんですけども、そういうふうなところをやはり3階に逃げるとか、ああいうふうな山に逃げるとかいうふうなことで、全然この、どこに逃げるんかという表示もしてない。どこの場所に高台いうてもどこの場所に逃げるんかと、そういうふうな表示も全くしてないいうふうなことではね、やはりもう少し、検討

し直さにゃいけんのんじゃないかと思うんですけれどもですね、その辺をお願いいたします。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）まず、高台への避難でございますが、今年度、早々に海拔表示をさしていただきました。まず、これは町民の皆様、どこが高い場所かっていうのを知っていただくため、意識付けのために表示さしていただいて、これを判断基準として、津波の来ないような高台への避難というのをまず考えております。福祉センターの方が、浸水地域で避難場所としてふさわしくないということではございますが、先ほどの高台への避難ということを前提に、まずは高台へ逃げていただいて、それでもなおかつ、逃げられない場合、緊急の場合に、そういったところを3階以上の場所を活用していただく、とにかく命を守っていただく、これが最も重要なことだろうと考えておりますので、この公共施設とあわせて安芸農協や、イオン海田店等も浸水時の避難場所としておりますので、そちらの方もご活用いただければと考えております。それと、土砂災害の避難対応ということでございますが、先日の広島市のように、なかなか、放送、防災行政無線の放送なども流れてなかったというような状況もございますので、町の方としましても、そういった災害が起きそうな場合には、巡回等を行って、危険箇所を点検した上で、早急に避難指示、避難勧告等を出してまいりたいと考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）はい、全く高台とか何とかと言われますけれどもね、それは山手の方とか、というふうなのはまた別に土砂災害とかがあるんでしょうけども、比較的平地いうんですかね、ああいうふうなところは高台いうても高台に逃げるまでの時間いうか、そういうふうなのはなかなかないですよ。で、それと、どこに逃げるんかというような表示もしてないと。最低でもですね、表示ぐらいはしてなかったら、ほかの、ああいうふうな災害の危険性があるというふうな自治体だったらそういうふうな表示はしてあるわけなんですよ。やっぱり最低でもそこぐらいの表示はしてなかったらね、本当にどこに逃げていいか分からないというふうな状況だと思うんですよ。で、やはりそれとちょっと今朝の新聞ですかね。国土交通省かどこかが、緊急に傾斜地か何かのこの緊急点検をするんだとというてまあ、1週間ぐらいでなんか点検をして、あと、住民の方にここ危ないですよというようなことを、1か月以内ぐらいに周知かなんかして、せんにゃあいけんのんだというふうな、なんか、新聞報道が載ったんですけども、やっぱりそ

ういうふうなのをやられるつもりでしょうかね。分かります。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今2つ質問があったと思いますが、前半の避難場所の周知につきましては、大江議員のお話がありました避難場所の掲示板、これを考えたいと思いますが、住民の方には特に、今後の防災訓練その他において、従来の形よりも、どこへ避難するかということを認識していただく訓練を、そういうふうを考えております。先ほどから高知県とかそういうところの例を出されますが、本町の場合、特に津波については、到達まで時間があるという形になっておりますから、その部分は、十分な情報伝達、そういうことによつて、東北大震災等を含めましてもやはり高台に逃げていただくところを、どこへ逃げていただくかというのを常に考えていただくということを今後行いたいと思っております。2点目につきましては国の動き等もございしますが、本町といたしましては、行政報告でも申しましたように、先週金曜日にそういった危険区域については、町職員と警察署の職員において緊急点検を行ったところでございます。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）もうどこへ逃げていただくかを日頃から考えてといてくれと、高台についてはですね、そういうふうなのではなくて行政として、こういうふうな、高台ですよ、そういうふうなのを示す必要があると思うんですよ。そうしないと、いざというとき、そりゃ、みんながみんなね、考えておられて、というふうな、意識が高かったらそりゃあそれでも何とかなるんでしょうけども、やはりそこまではなかなか難しいと思うんですよ、やはり行政として、こういうふうなところが高台で避難する場所ですよというふうなのを、ある程度示しとかなないとね、高台高台いうてもね、全然道のないようなところへ行けいうても、それはなかなか難しいですからね。それはある程度、この階段とか、そういうふうなところもある場所とか、いうふうな格好になって、その自分の住んどるところからちょっと離れとるとか、いうふうなことになったらなかなかまたいろいろな問題が出てくると思うんですよ。やはり海田町の場合ですね、海拔いうんですかね、が、ものすごく、ほかの地域に比べて低いというふうなところが、結構ね、問題だと思うんですよ。で、何回も言いますがね、海拔がマイナス0.4メートルのところがあると。で、あそこの海田小学校ですかね、海田小学校の前の2号線の海拔は1.0メートルというふうな表示がしてあるわけなんですよ。海田小学校は避難場所、拠点避難場所

ですか、そういうようなところになつとると。そういうふうなのを考えてみたらですね、やはり避難場所といえども、安全な避難場所ではないんじゃないかというふうに思うんですよね。この海拔だけを見たらですね。やっぱりそういうふうなのを、やはり思ったら、やはり、もう少し何かこの、対策いうんか、そういうふうなのも考える必要があるんじゃないかと思うんですよね。それは確かに1階がたとえば浸水した、2階、3階、それは当然のことなんですよね。で、その前にそういうふうなところでない場所いうか、なかなかそういうようなところがないからそういうなっておるんだと、そりゃあ言われたらそれはそうかもしれんけど、それを改善をせにゃいけんわけなんですよね。今からはどういうふうな、災害が起こるか分からんのですよね。去年あの、京都で水害が起こったんですけれども、ご存知だと思うんですけど、あれも50年に一回の水害だと言われたんです。また、今年も同じような格好なんです。50年に一回が2年続けて起こるといふような格好や、あそこの福知山ですかね、あそこのほうでも、ものすごく水害が起こるといふような格好ですから、海田でもそりゃ、分からんわけなんです。あれだけの100ミリとかいふような雨が短時間で降った、そりゃ海田でも山手の部分だったらどこでも同じような格好になるんですけどもね。そうしたらもう道路の冠水はもう確実に起こるわけなんです。で、瀬野川が増水をして、排水もなかなか、水路も瀬野川より低かったらけんようになってきたら、もう当然冠水をするから、その中で、その高くない避難施設に、避難してくれというても、これなかなか難しいと思うんです。で、事前にそういうことが分かるわけですから、やはり何かやはり対策いうんか、そういうふうなものをとっとく必要があるんじゃないかと思うんです。ただ、あそこが避難場所じゃけえ、1階から3階まで移ってくれというふうのじゃねえ、ちょっとこれ、本当に住民の人の安全とかいふふうなものを守ることができるんかというのは、甚だ疑問なんです。やはり、いろいろな、もう1回ね、見直すとか、そういうふうなことをしないと、なかなか本当にね住民の皆さんの命と生命、暮らし、そういうふうなものを本当に守ることができんんじゃないかと、自治体としてね。そういうふうに思うんですけれども、もう一度、この見直しいうんかそういうふうなのを含めてね、やはり考え直す必要があるんじゃないかと思うんですけども。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）確かに岡田議員の話は我々も痛感をしとるんですが、今回は、8月20日に起きた広島市大災害の問題を教訓にですね、町民の皆さんも、かなり災害に対しての意

識が変わってきたと私は判断しております。それに対して、海田町としたら、海拔何メートルの地域がどこぐらいで、そして、津波の場合だったらどういう避難の場所、例えば災害の場合じゃったらかこの山が崩れるとかいうようなことも、ほとんど皆さんが関心を持ってね、地域の皆さんと、また議員の皆さん方とか我々行政に対しても、要望とかいうのがたくさん来る可能性はあるというふうに信じています。そういう面に対してですね、見直しというんじゃないしに、当たり前のことです、今やっとなことをですね、先ほど大江議員がおっしゃいましたように、町民センターがどこにあるか、総合公園がどこにあるかということですね、町民から聞かれるという事は非常に残念だと思っております。毎月ですね、一万二千何ぼのですね、町広報を出したり、また社協とかいろんな形ですね、いろんな会報を出していただいておりますが、何で見とってくれてないんかというふうな、我々もですね、大きく考えるところで、反省もあるんですが、ぜひね、広島市の教訓が今後の町の防災計画に大きく皆さんの意識改革になるよう町もそれに向けて取り組んでいきたい、こういうように考えています。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）最後になったんですけど、先ほど大江さん、どこにあるか知らないと言われたんですけど、このことは私たちも良く聞くんですよ。海田に住んでちょっとこの長い方でも、やはり、自分の住んどる地域からちょっと離れとる公共施設いうんですかね、町民センターはどこかとかよく分からないというふうな方も、結構おられるんですね。特殊いうんかあの人知らないのがたまたまあの人知らないんだというだけじゃなくて、結構な人数の方が、同じようなちょっとよく分からないというふうな認識を持っておられるんですよ。で、今町長広報やなんかで盛んに出しておると言われたんですけども、それもなかなか、本当は見てもらうと一番ええんでしょうけどもね、なかなかそこまで見てもらえないというふうなのが現実だと思うんですよ、こういうふうなのも含めてですね、やはり、もう一度ですね、やはり本当にこの避難場所はどこにあるかとかいうふうなのを、やっぱり、今、意識が皆さん高いときですから、やはり、皆さんに、告知をするいうんですかね、そういうふうな活動いうんかね、そういうふうなのもしていく必要があるんじゃないかと思えます。でまあ、そういうふうなことを当然されるんでしょうけど、そういうふうなことをお願いいたしまして終わります。

○議長（久留島）暫時休憩いたします。再開は13時ちょうどです。

~~~~~○~~~~~

午前 11 時 48 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。一般質問を続行いたします。

12 番、西山議員。

○12 番(西山) 12 番、西山勝子です。2 項目数点について質問いたします。最初に、保健事業の充実について、胃がんの発見過程でヘリコバクター・ピロリ菌による慢性萎縮性胃炎の関与が示唆されており、ピロリ菌の陽性者では、陰性者と比較し、胃がんの発生のリスクは 5 倍、また、胃の委縮の程度が進むとピロリ菌感染陽性でかつ委縮胃炎ありのグループでは、陰性で委縮なしのグループと比較して胃がんの発生リスクは 10 倍となっております。現在、町におきましては、胃がん検診と同時に、便によるピロリ菌検査を受けられることとなっております。そこで質問いたします。胃がん予防に効果がある胃がんリスク検診を導入する自治体が増えてきております。この検査はピロリ菌感染の有無と胃粘膜の委縮度を、血液検査で、胃がんにより、なりやすいかなりにくいかを判断する検査ですが、がん検診に追加されるお考えはないでしょうか。次に、不妊治療費助成制度について。不妊の原因になっている問題の数多くは最後まではっきりした原因が分からないままのケースも少なくありません。妊娠しない理由は、主に女性に原因があるとされてまいりましたが、実際には男性も女性と同じ確率で要因となる要素が見つかるのが現状でございます。現在、保険適用となっている治療、手術、検査、助成制度の対象となっている特定不妊治療がありますが、男性の治療に必要な治療に対しては、保険適用外で、特定不妊にも入らず助成制度がありません。男性に対し、治療に必要な不妊治療に対し、助成制度の創設をお考えになることはありませんでしょうか。次に、教育環境の整備について質問いたします。文部科学省では、理科教育の充実のため、新学習指導要領では、授業日数、学習内容ともに、約 3 割を増加しております。それにより、新たに観察・実験のための備品・消耗品が必要となっております。そのため、従来の理科教育等設備整備費とは別に、教材整備計画の中に、理科機器が盛り込まれました。そこで、質問いたします。1、平成 24 年、平成 25 年度に、各小・中学校において整備した決算額は、いくらでしたでしょうか。次に、平成 26 年度の予算額はいくら計上されておりますでしょうか。3、今後 7 年間の計画はどのように立てられているでしょうか。以上、質問いたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）西山議員の質問の1番目については私から、2番目については教育委員会から答弁をいたします。まず、保健事業の充実についての質問でございますが、1点目については、先進地の事例を参考にしながら、実施方法等について調査研究してまいりたいと考えております。2点目については、本町の不妊治療費助成制度は、女性だけではなく男性も対象となっております。それでは、2番目につきましては教育委員会から答弁しますので、よろしく願いいたします。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）教育環境の整備についての質問でございますが、1点目につきましては理科の機器・消耗品に係る決算額は、平成24年度は70万9,970円、平成25年度は134万293円で行いました。2点目については、理科の機器消耗品費として183万3,000円を予算計上しておるところでございます。3点目については、各校の整備状況及び要望を踏まえ、段階的に環境整備の充実に努めてまいります。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）はい、再質問いたします。まず、最初のがん検診に胃がんリスク検診を追加してはどうかという質疑に対しまして、先進地の事例を参考に調査研究をするというご答弁でございました。現在海田町におきましては、胃がん検診プラスピロリ菌で2,200円という、胃がん健診だけですと1,000円で、あとピロリ菌検査が1,200円でございますが、このピロリ菌検査は、胃のX線撮影と便による検査でございますが、この胃がんリスク検診は、血液で委縮度とピロリ菌検査が同時にできる検査となっておりますし、胃がんのリスクの高いピロリ菌感染のことを考えますと、両方で1,500、まあ助成制度も入ってるんですけど、ある自治体ではこの費用1,500円で行けるといふ結果も出ておまして、今後、こちらの方が、胃の委縮、胃炎とか委縮度も同時にABCランクで結果を出してまいりますので、より有効な、胃がんを早く発見するとか、ピロリ菌検査で胃がんを抑制するという、有効なリスク検診だと判断しておりますが、調査研究してまいるとの答弁ですが、どのくらいの期日調査研究されて結論を出されるお考えでしょうか。

○議長（久留島）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）今回ご質問いただいた、胃がんリスク検診でございますが、この胃がんリスク検診はピロリ菌の検査とペプシノゲンの検査二つを一緒にするもの

でございますが、以前本町におきましても、ペプシノゲン検査だけを実施している時期がありました。いろいろな経緯により廃止したという経緯もありますので、そのあたりも含めて、どういう方法が一番効果的な方法であるかということも含めて、研究していきたいと考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）続きまして、不妊治療の助成制度の件ですけれども、ご答弁では、不妊治療費助成制度は女性だけでなく男性も対象となっておりますというご答弁でした。確かに、海田町の不妊治療に対する助成制度は、保険適用外の体外受精、顕微鏡受精に対するの助成でございますが、今回、私が質問いたしましたのはそれ以外に、今、最も言われている、過去には女性のほうに原因があるのではないかとということが多かったんでございますが、今これだけ不妊治療が進んでまいりますと、妊娠しにくい欠陥が男性に半数、男性に原因があるという結果が出てきております。そのための、治療に必要な不妊治療の、男性に対する不妊治療の助成制度は創設できないかという質問でございました。今これは、福井県、三重県、大分県、ほかにも県でこの助成制度をスタートさせている県があるかもしれませんが、広島県はまだ制度をスタートさせておりませんが、今後、広島県がスタートする場合ですね、スタートしていただくのが一番いいんですが、その場合には実施に向けて検討していただきたいと思うんですが、その点はどうか。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）現在、海田町が助成を行っております不妊治療費につきましても、国の制度あるいはそれを受けた県の制度に基づくものに対して町が上乘せをしているというのが現状でございます。今後国とか県あたりで、先ほど言われました男性の原因によります不妊治療、こういった制度の助成制度が出てきた場合については、町としても考えていきたいと思っております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）次に、教育環境整備について再質問いたします。この、質問いたしました平成24年、25年、26年度予算額、小学校4校、中学校2校に対しての機器消耗品にかかわる決算額、予算計上額でございますが、あまりに国が示してる予算額と乖離があると判断しておりますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（久留島）学校教育課教育指導監。

○学校教育課教育指導監（大里）国が示している予算額としてですね、これは、地方交付

税の額が1,700万なんですけれども、それを各教科で割りますと大体200万程度ということで、各教科の割合でいきますと、理科としては、1教科としてはいいのかなというふうに考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）特に平成24年度から理科もこの整備の中に入ってまいりました。そういたしますと、バランスをとってるからいいんじゃないか、そういう問題ではないと思います。先ほどの計画をどうしてまいります、計画をどうする予定ですかと言いますと、段階的に環境整備の充実に努めるというご答弁ですね、もう、国は、県と明確にどういうものを揃えなさいという指針まで出して、平成24年から計画を立てなさいとまで指示が来てると思うんです。本来であるならば、計画は、平成24年から24、25、今年3年目ですね、計画は立てられてると思っておりましたが、環境整備があまりにも遅れている。その点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（久留島）教育指導監。

○学校教育課教育指導監（大里）平成24年新学習指導要領におきましての新しく整備するものとしては、岩石の標本それと人体模型などがございます。それについては各学校揃っております。ただ、これについてはですね、国が示す基準、それと、昭和の表示があったりということで、順次ですね、その数、または、新しいものに変えていくということはやっぺいこうと思っております。以上です。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）ちゃんと整備指針で個々の整備が出ておりますね。今言われただけの整備をなささいという指針ではないですね、計画。なぜそんな答弁なさるんでしょうか。ちゃんと一覧が出ておりますね。で、私、随分、小・中学校の理科室を何度も視察に参らせていただいております。どれだけの整備率かっていうこと私、把握してるつもりでございませう。それでそういう答弁でよろしいんでしょうか。

○議長（久留島）教育指導監。

○学校教育課教育指導監（大里）はい、重点設備の一覧については、こちらも把握をしております。それについてどのような状況かというものも学校に問い合わせしております。重点設備についてですけれども、備品で対応をするものもありますし、またですね、消耗品、例えば、斜面っていうのがございませうが斜面などは、板で対応するようなこともできます。または小学生などは、個々がもつキットのほうが、より教育効果が高い

というものもございます。そういう消耗品等も合わせますと、今行っている授業をおおむねきちっとやっていくことができるというだけの重点設備は、揃っているということでございます。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）先般ですね、公開事業で中学校で理科がございました。私環境整備には、ほんとうに子どもたちのために心を砕いておりますので、参加させていただきました。中学校の授業ですよ。ましてや公開授業です。口から消化器系の長さを、食道がいくらかで胃が、ということをされてる授業でしたけども、長い紐を、グループに、されてる人に長い紐を渡されて、口から胃が何十センチですか、印していきなさい。で、そこから今度は胃はいくらですか、腸はいくらですか。10分、20分かかってるんですね。これありますか、中学校の授業ですよ。私、小学校1、2年生の授業だと思いました。そうすれば、本来であれば人体が出てきて、胃が出せる、そうすれば、食道が出せる胃が出せる、腸も、大腸、小腸、結腸が十二指腸がちゃんと分解できる。肛門という。それはもちろんデジタルで電子黒板があつたりしてもまた、と思いますが、そういう授業をされてて、充足してると答弁されても構いませんでしょうか。

○議長（久留島）教育指導監。

○学校教育課教育指導監（大里）はい、今言われた人体解剖図については西中も揃っておりますし、海田中学校の方も平成25年に購入しております。議員おっしゃられるこの長さについてテープを使ったということでございますけれども、これは消化器の長さを体感させるというねらいで使ったのではないかというふうに考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）中学校で、その授業ですか。教科にそれが出てるんですか。それは文部省の問題ですね。私、別にその体感っていうのじゃないんですよ。そんなの数値で示せば分かる訳ですよ。体感さすのは小学校の時代ですね。そういたしますと、今のご答弁を次々聞いてますと、私ますます教育現場が、ほんとの教育でいいんだろうか、子どもたちに力がつくんだろうかという思いがいたします。そういたしますと、今全国に、理科、特に小学校ですけど、理科の授業のときには、理科の専門の教員を、退職された方とか、大学院の方とか、補助に専門性のある方を授業に迎えるという、迎えて授業をしてるってということもありますけど、私もうこれがあるんじゃないかと判断いたしましたけど、その点についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）今、ご指摘いただきましたけれども、まず、この予算の24年度、25年度の背景というものを考えたときに、やはり教育委員会として理科教育の充実というのが各学校の中にいっていない、十分指導できてない現状での予算ではなかったのかなと私自身はそう思っております。そしてそうした中で今授業の話が出ましたけれども、授業というのは小学校・中学校と学習指導要領がありますから、それに準じていれば、あと次のステップとして、教師の指導力の問題で、紐でやった方がこの子のクラス、この学級には合うだろうという時にはそういう授業をするかもしれませんけど、総体的にあってですね、私は、海田の教職員の中に、すばらしい教員おりますけれども、授業力はまだまだ未熟だというのが私の思いです。授業力が未熟な中で、昨年度、一昨年度までの、全国、すいません、県の学力ですね、その状況にもそれがはっきりと出ていると、そういうふうに捉えております。今後ですけれども、西山議員の問3の質問にも重なってくるんですが、今後はやはりもっと理科教育というものを充実していかなくては行かないと、昨年1年通じて、いわゆる授業力の向上という取り組みをして、今年度の県の理科に限っての結果でいけば、もうトップクラスになりました。点数だけをみるとですね。ただ、これを恒常的に高い位置に留めるとか、もっと深い理解をさせるということになると、新しい指導方法っていうものを今から工夫していかなくては行けません。先ほどの紐がいい悪いというのは別にしてですね、新しい教材をつくって使って、新しい指導方法を工夫していかなくちゃいけない、それに対して学校がまた教育委員会含めてですね、どういう教材が必要なのかと、それで、多少経費がかかるということがあったとしても、もう少し学校の指導が、これがあったら指導ができるんだということがあればですね、どんどんそこは購入の方向で進めていきたいと。そういう意味で、3番目の答弁として、充実に向けて取り組んでいきたいという答弁をさせていただいたということでございます。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）国は理科整備に対しまして、三つの交付金措置をしております。一番簡単なものでは理科少額設備っていうので少額では1万以下ですね。いろいろそういう整備もありますし、今の10年間の整備をちゃんとしなさいということの交付金、10年間で8,000億円ですね。国は計上しておりますね。その8,000億円の計上でちゃんと設備計画を立てて整備をしていきなさいという指針まで出して、今も教育長はしていきますとおっしゃ

いましたけど、私はもうやはり整備計画は立てるべきものであって、古い、昔のものがあるからいいという問題ではなくて、新しい教材とか機器にして、数年のうちには、整備計画は立てていただきたいと思うんですが、立てられる計画はありませんでしょうか。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）国が示したものであれば当然、立てるべきだと思っておりますし、理科教育の中身についてですね、まだ、私自身もそのまだ細かいところまでは把握してないところがございますので、まだ、何度も申し上げますけれども私が来てまだ1年半ぐらいの時期なので、以前の経緯いうのも含めてですね、そこはしっかり調査しながら、今、議員おっしゃったような方向で整備計画というものはつくっていきたいなと思っております。

○議長（久留島）6番、宗像議員

○6番（宗像）6番、宗像です。通常銀行での取引はその場所に既定の時間帯に出向かなければなりません。現在では、それらと比較して、自宅で利用でき、土曜日、日曜日、休日や夜間、早朝でも利用できるインターネットバンキングとかネットバンキングとか呼ばれているサービスが普及しています。このサービスの中に、日本マルチペイメントネットワーク運営機構が運営し、実現されているものに、税金を含んだ公共料金の支払いができるペイジーというサービスがあります。このサービスは、現在、国内のほとんどの銀行、信用金庫、各組合やゆうちょ銀行も加盟しており、パソコンやスマートフォンやタブレットから利用することや、時間や場所にかかわらず利用できることが人気を呼び、特に若者の利用度が高くなっています。通常、税金や公共料金の納付については、金融機関での引き落としでない限り、役場、指定金融機関やコンビニの窓口で、規定の時間帯に出向かなければなりません。しかし、ペイジーを利用すれば、時間や場所にかかわらず納付することができる点があります。納付率向上のため、税金や公共料金の納付についてペイジーを利用した納付制度を導入してはいかがでしょうか。次に、水道事業における給水管の耐震化については、毎年、耐震化工事を行ってることと思っております。特に、耐用年数の到来した老朽管から順次更新しているとの説明も受けております。予算策定時の工事箇所の説明においても、端末の管の耐震化を行っているようですが、配水池から端末までのメインの送水管についての耐震を行っているようには見えません。現状の送水管での耐震は十分であると考えているのでしょうか。また、災害が起こったときに、端末の管が耐震化されていても、配水池からメインの送水管が耐震化さ

れていなければ、送水ができないのではないかと考えられますが、今後どのような計画で耐震化対策を進めていくのですか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）宗像議員の質問に答弁をいたします。まずペイジーの導入についての質問でございますが、税等の公共料金をいつでも納付できる利点から既に導入している自治体もあり、さらなる納付機会の増大の観点から、今後研究していきたいと考えております。続きまして、水道管の耐震化対策の計画についての質問でございますが、石原配水池に付随する送配水管につきましては、対策済みですが、国信、三迫配水池に付随する送配水管につきましては、本年度発注しております水道施設更新計画策定業務で、詳細を検討してまいりたいと思います。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）現在では引き落としでない、税金を納付されてる方は、全体の何パーセントぐらいになるんですか、手納付とっていいのかコンビニ納付って言っていいんか分かりませんが、されてるんでしょうか。

○議長（久留島）収税対策室長。

○収税対策室長（松井）口座振替をされていない方の割合でございますが、納付書による納付が38パーセントぐらい、コンビニ納付が14パーセント、郵便局での納付が3パーセント、その他が3パーセント程度となっております。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）ざっと計算して58パーセント、半分以上の方が、要は手納付でされてるといふふうに理解していいと思うんですけども、そのうち、多分納付書納付が38パーセント、特にこの方やなんかというのは、実際、多分、金融機関の窓口か役場に来られるか、その辺で支払われてるのかと思いますけども、それらがペイジーを使われたらすごく便利になるんじゃないかと思います。だからぜひとも入れるべきだと思いますが、今、実際にネットバンキングを利用されてる方、この38パーセントの方の年齢構成がちょっとはつきり分かりませんが、ペイジーが、インターネットバンキングで、実際に、特に30、40代の方が利用されてるパーセンテージはどの程度か、ご存知でしょうか。

○議長（久留島）収税対策室長。

○収税対策室長（松井）申し訳ありませんが、把握をしておりません。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）ある統計によりますと、約68パーセントの20代30代40代ですね、方がインターネットバンキングを利用されているという統計が出ております。また経済産業省の調査では、年に1度は、ネットバンキングを使われている方が全体の約6割程度の方が利用されているという統計も出ております。その辺から考えれば、ネットバンキングの利用ってというのは、すごくいいものでないかと思えます。そうした中で、かつて収納対策のためにコンビニ納付を始められたと思うんですが、十何年か、十五年ぐらい前かな。このペイジーのよさは便利さはいいい反面、多分僕は費用の方まで調べてないんですが、費用対効果の問題も多分出てくるんじゃないかというふうに理解しておりますけれども、コンビニ納付のときには費用、初期費用ってというのは、これはかかったんでしょうか。

○議長（久留島）収税対策室長。

○収税対策室長（松井）コンビニ収納のときですが、システム改修に210万円、で、納付書をコンビニ用につくり直す必要がありましたので、それが80万円程度必要になっております。

○議長（久留島）宗像委員。

○6番（宗像）逆にじゃあ、ペイジーをやったときにかかる経費というのは、実際にもう調べとってんであれば、特に初期費用、ランニングコストじゃなくて初期費用について調べておるんであれば、教えていただければ。

○議長（久留島）収税対策室長。

○収税対策室長（松井）三次市さんと広島県さんの例でみますと、初期費用が、システム改修じゃなく、ペイジーを導入するだけの初期費用で、400万円程度必要となっております。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）というと、うちの方のシステムも改良するということは、同じように200万円ぐらいいる可能性が高いというなら、約600万ぐらいの可能性があるとこのように理解できます。実際に全国的にペイジーを導入されているっていうのは県単位とか、それとか、市町村でも大きな市町村、10万人以上の市町村ぐらいしか入れてないんで、多分その辺の費用やらランニングコストの問題があるんじゃないかと確かに僕は思います。だからこれを導入してはどうかという提案はしたものの、しなさいとまでは思いません

けれども、費用対効果等を考え、まだ今から、特に若い者の納付ってというのが基本的に、収納率が悪いんじゃないかと僕は、思っておりますので、それらのためにも、ぜひともこれ前向きな検討されると、しろとは私も、導入しろとかいうんじゃないけれども研究されて、いい形での導入ができればなと思いますんで、がんばっていただきたい。次に、送水管の問題ですけれども、今年石原配水池についてはやられておるのは、工事図面等で委員会等でもありましたし、昨年委員会でもちょっと神戸の方に勉強に行かしていただいたときに、神戸大震災のときに起こった時に、やっぱり一番は、端末は生きとつても、要するにそこへ行くまでの管が、だめになって水が送れないと、神戸市も実際に復旧作業、それから将来的な耐震化の問題のときに、まずメインをする、端末は言葉は悪いんですが、遅れぎみにしてやっていったということがございます。これ、この問題について去年から私も何度か委員会の方では話をさせていただいたんですが、実際にもし何かあったときに、結果端末が何ぼ生きとつても、配水池からそこまで端末までの管が、もし、いってしもうたら、これは復旧も大変でしょうし、ぜひともそれは早目にこの端末も老朽化してるんで、どうしても耐震しなきゃならんというのは、理解いたします。でも、それに合わせて少しずつでもやっぱりそこへ行くまでの管を整備した方が良く考えますけども、いかがでしょうか。

○議長（久留島）上下水道課長。

○上下水道課長（龍岩）はい、議員ご懸念の被災の場合の被害ということにつきましては、非常に大切なことだというふうな認識はしております。そういった中で、今年度、そのルート選定をまずしていきたいというふうに考えております。それから、布設替工事というふうな流れになると思いますが、まずは、計画のところから、今年度は着手したいというふうに考えております。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）ここに書いて、第一答弁にありましたように水道施設更新計画策定業務がされると言われてるんで、その中で検討されると思うんですが、ただ、こういう業務を策定するときに、要するに担当者、行政側の意思というものが、ある程度そういう結果の中に反映されるというのは、当然出てくると思うんですが、そういう意味での、そういう意思表示は実際にこの業務の中でされてるんでしょうか。

○議長（久留島）上下水道課長。

○上下水道課長（龍岩）はい、しっかりしております。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）では、きちんとした計画を立てていただくように、ということと、それと、これは、昨年実際にあったケースですけれども、下水道の布設に関して、そのときに、どういうんですかね、予算も組まれて下水道の支障となるということで、試掘したらそれがもう必要なくなっただけで、もう予算を投げた、じゃあ、その管は新しいんですか古いんですかって言ったら、老朽管だと。近いうちに変えなきゃならんという回答が返ってきたんです。そうした中で、そういうときに、予算はついてる、併せて一緒にやれば道路を何回も何回も掘り返さなくても済むような問題が出てくると思う。ですが、その辺も含めて、実際に予算がついたときには、老朽管であればそのときに、確かに、支障がなくても、工事期間、そういうもの全て取っているなら併せてやるべきだと思います。それについても、最後ご答弁願えればと思います。

○議長（久留島）上下水道課長。

○上下水道課長（龍岩）はい、本年度から、上水道部門と下水道部門が一つの課に統合されたということもありますので、非常に風通しがいい状況になりました。今後は、ご指摘の事案がないようにしっかりと業務をしていきたいというふうに考えております。

○6番（宗像）終わります。

○議長（久留島）14番、前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。大きく3点ほどお尋ねいたします。まず、防犯カメラの設置について。ということで、昨日も出ておりましたが、通学路に防犯カメラをつけてはどうかというのが出ておりましたが、私の場合は、町内全域をカバーするようなね、防犯カメラを設置してはどうか。近頃ありますように、行方不明者、そういうお年寄りの方、あるいはまた、昨日、一昨日ですか、どっかで、わずか1時間ほどの間に5件の放火とか、いろんな事案が起きております。そういう不審者の行動とか、あるいはそういう行方不明者の捜査の足しにするというようなことでね、主な交差点、そういうところに、町内全域カバーするような、カメラの設置を考えないかということでもあります。二つ目には、住民投票条例についてということでお尋ねをいたします。庁舎の位置を定める住民投票条例が年度末までに延期されましたが、住民投票のためにはいろいろ準備も必要であろうかと、このように思いますが、現在どのような、準備をされているのかをまずお尋ねいたします。先の議会でも質問しておりますが、庁舎の移転未了がこの連続立交問題、県が中止する、こういうふうに言うておるわけですが、こういうことが大

きな理由になっておるのではないか、もう一つには、いわゆる窪町の区画整理をやめた、こういうところも大きく原因になっておるのではないか、このように思います。そもそもこの連続立体交差、私も平成元年頃から承知しておるのが、窪町のまちづくり、海田町の駅の南口の整備、このためには、連続立交やらねばならぬ、連続立交やるためには、窪町の整備というか、南北が縦横往来ができなきゃならぬ、というようなことが大きな理由であったと思いますが、そこらを含めてね、町長が、この庁舎問題で、いつまでも、県の動向を見るとか、いろいろ言うておられるので、海田町は連続立交はやってほしくないのではないかと、まちづくりもやめる、庁舎もどけない、こういうことが大きな理由になっておるんじゃないかと思いますが、早く住民投票をして、庁舎を移転して、再度強く県に連続立交の現計画どおりの実施を求めるべきであると、このように考えますが、町長はどのようにお考えかをお尋ねいたします。三つ目に、介護保険についてということで、これは保険課といますか、高齢保険課か、そのことについて、先に町長、副町長に尋ねておりますが、投書文書が全議員に来ております。これも先ほど議員から指摘のあったとおりであります。そういう、プランの何か変更についてね、職員が、本人に無断で印鑑を購入して書類を作成した、このような投書が来ております。全く全部が承知していいのかわかりませんが、一部町長・副町長において、部分的に認めております。だから、全く100パーセントうその投書ビラである、このようには考えません。ということで、事務の遅れがどういうことで起きるのか、その職員にその事務能力はないのか、どういうことか、その辺をお尋ねしてみたいと思います。以上です。よろしく申し上げます。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）前田議員の質問に答弁をいたします。まず、防犯カメラの設置についての質問でございますが、防犯の抑止の観点から、海田警察と協議の上、適時検討してまいりたいと思っております。続きまして、住民投票についての質問でございますが、広島市東部地区連続立体交差事業の見直しは、県の財政難を理由とするものであり、庁舎移転とは別の問題であることから、事業の進捗に影響があるとは考えておりません。したがって、住民投票及び住民説明会の実施時期については、今後の連続立体交差事業の状況を見定め、適切に判断してまいりたいと考えております。続きまして、介護保険についての質問でございますが、介護保険のケアプランの更新において、投書されたような対応での不正があったことはございません。その職員の処分等は行っておりません。

しかしながら、本年6月に訪問の遅れやケース台帳の未処理があったことを確認したという報告がありました。長寿保険課の内部組織である地域包括支援センターは、役場庁舎から離れた保健センターにあったということも一つの原因だと判断しております。また、副町長から8月19日の夕方、介護保険プランの更新に不正があるという文書の存在を把握し、20日の朝に私に報告があったものでございます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）それでは、再質問に入りますが、まず、防犯カメラの設置ということで、海田警察と協議しながら、適宜検討をしてみたいと、こういうことでございますがね、適宜というものはいつのことかちょっとよう分かんのですが、要するに、いろんな犯罪、先ほどもちょっと言いましたが、わずか1時間の間に5件ほどの放火、こういうようなことがあると、仮にそういうものを想定しますと、短時間の間に、町内をぐるぐる回るといことなると思うんですね。そうすると、そういう人の、犯罪者の逮捕、そういう事にいち早くつながるのではないかと、ということで、適宜協議しながら進めてみたいというのではね、時間的なことは分かりませんが3年、5年先のことを言うとするのではないかと、というような気もするんですが、その辺の事を時間的にどのようにお考えか、再度お尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）昨日もご答弁いたしました、来年度の当初予算に反映できるような計画で、進めてみたいと思っております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）重ねてお尋ねをしますがね、来年度の予算、ということではありますが、当然に、ちょっと深く突っ込んでお尋ねいたしますが、録画式のものがどうかと言うようなことと、併せて当面何台ぐらい設置するのか、で、今私が言いましたように、今一問一答っていうのもありますが、私が言いましたように、町内全域、主要道路、要するに交差点、おそらく私個人的にはどんぶり計算ですが五、六十箇所も設置すれば、町のほとんどカバーできるんじゃないかということを考えますが、その辺についての考えはどうなのかお尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）具体的箇所数につきましては、警察の方と協議したいと思っておりますので、現段階で、今、議員がおっしゃられた五、六十箇所に行くのか、もしくはそれをもっと

超えるのか、そののところについてはまだ判断できておりません。また、完全な固定式のものがいいのか、何らかの事案が発生したときに、移動式の、声または映せるものがあるのか、そういうところについても、警察と協議したいと思っております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）はい、そういうことなら、十分検討はしてもらわなきゃならんとは思いますがね、時間もないことでもありますね、やっぱりあの、その、全域カバー、ということについてね、3年も5年もかかったんでは遅いじゃろうと、こういうふうに思いますが、先ほども言いましたように、概略、どれくらいの年度で、どれぐらいのエリアを想定しておるか、そういう計画はどのようにお持ちか、お尋ねしてみたいと思います。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今回警察にお願いしております回答につきましては、先ほど申しましたように、年度当初予算で実施したい、その後のものにつきましては、やはり時代の変化というのがありますから、その都度その都度ということになろうかと思えます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）まああんまり言うとしてもしょうがないがね、全域をカバーするのにどれくらいの年度で考えておるのか。一つの計画をね、来年度のことは分かりませんが、例えば、1,000万円ほど、例えば予算組むと、いうことになると、一台20万するか、まあ駅前に付けとるんでね、3台か4台、こましいことは忘れたが、そういう予算で概算しますと、仮に五、六十箇所、主な交差点ということになるとまあ、首振り式であるか固定式であるにしても相当カバーすると思うんですよ。そうすると例えば今言った、来年は100万ぐらい計上するんだとかね、5,000万ぐらい計上するんだと。大阪箕面市ですよ、昨日出ておりますが、これ市域を全域カバーするんだということで、1億何千万だったかな、昨日そういうお話が出ておるね、聞いたところですが、そういうことを含めて、どれぐらいの予算を計上するのかただ、30万、50万で4台ほどつけるんだというんじゃあね、全然それ話ならんと思うんですが、もうちょっと突っ込んでお答え願いたいのですが。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）先ほど申しましたように警察の方から何台というふうにくるか分かりませんが、私どもとしては、警察が必要というふうに認められたものについては、財源を考えなければいけません、あまりそこにおかずに、直ちに行いたいと思います。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）どうも意見があわんが全域をカバーするにはどれぐらい、まあ、そこまでも検討しとらんということですから、情けない話ですが、次に行きますが、この庁舎の問題ですがね、ちょっと町と話が合わんのですが、県の財政を理由をするものであって、庁舎の移転とは何の問題もないと、これ、午前中も出ておるんですがね、ここでね、あなた達の答弁が矛盾しとるんだというふうに私思うんですが、わしの考えがおかしいのかね、ちょっとその辺の考えを尋ねますが、まず一つにはね、こういうことを言うとするわけなんですよ。県の動向を見ることは、もう一つは、これじゃないわ、県の状況が不透明なのでね、ちょっと本町の態度が決めがたいと、こういうふうに言うと言われるんですね、県の態度が分からんで庁舎の移転はできないと。こういう事になると、県の態度に従うということに聞こえるんよね。わしが根性が悪いんかどうかわらんが。ということは、県がやらないと言うとるんですから、それに同意するということにつながると思うんです。県の動向を見ながら、県の態度ということだから。その辺はどうなんですか。おかしいんじゃないですか、どうですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）まず、県の提案に同意するということは、あり得ません。ただし、今朝ほど来申し上げているのは、県がどうなるのかというのを説明してほしいという住民の声に、まだ説明し切れないから、その県の動向を見守ると、そういう答弁でございます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）今のね、先ほど午前中も出とったかと思いますが、要するに現計画、すなわち六キロ三百ですか、全区間を立交やってほしいんだと。いささかも手直しの部分を認めないんだと。こういう答弁なんですよね、午前中昨日からの答弁は。にもかかわらずそういうことになればなおさらのこと庁舎をいち早くどけてね、移転して、ここまですととるんじゃ、県、ぜひお願いしますと、いうことになるのが普通だろうと思うんです。要するに、変更は全く認めないというんですから。だったら、庁舎は当然動かすべきであるというふうに思うが、それについてどうお考えですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）しかしながら、現段階では、県はその事業を見直すと言っておりますので、相手方があることですから、我々の方だけでどけた場合、当然に、移転補償があるかないかとか、そうそういったところを、前提が崩れますので、現段階では、そのこと

ころが住民に説明し切れないというふうに思っています。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）そこらが何かね、逃げ道なんよね。じゃあ、県に従おうかと、こういうことに聞こえるわけよ。県の動向が見えない。うちは是非でも現計画どおりをお願いするんだと言うとるんですからね。準備すべきが普通だろうと思うんですよ。ということで、万が一そうなるんなら、さっきも言うたでしょ。県に従うことになるじゃないですか、今の答弁も。どうなんですか、それ、ちがうんですか、副町長、かみ合わせがちょっと合わんような気がするんですがね。どうですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）あくまで最終的な決定権は県にあります。従うという意味では従うことはありませんが、決定がされていない段階で、庁舎移転が必要、完全に必要なのかというふうに言い切れないという意味で申し上げております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）なんかいたずらにね、時間を引っ張ってね、こうしようということなん、ほいでね、もうちょっと元に戻りますがね、いわゆる、詳しいことは記憶にはないんで申し訳ないんですが、いわゆる住民投票条例、これのね、14条じゃったかな、書いとったかと思うんですが、要するに、そういうものに、なんていったかね、住民に必要資料を提供するよう努める、誰か持とったから見てもらいたいと思うが、資料の提供に努めなければならないと、こうなとるんですよ。少なくとも、その資料を出さないということは、投票条例14条に、ちょっと違反するようなことになると思うが、先ほど来もなんか、条例違反じゃないかいうたら、その可能性もでてきますよということで、ずばり認めとってのわけですが、14条はそういうことで、住民にいろんな必要書類とか必要情報をね、提供しなければならない、多分このように私記憶しとるんですが、それについてどうお考えですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）住民投票のスケジュールを決めてない段階で情報提供がされていないということが、条例に抵触するとは思っておりません。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）どうもね、その住民投票はね、やる気はないんかと、なぜか。県の動向が見えないから。だから先ほどもちょっと言いましたようにね、平成元年、昭和の60

年ぐらいからそういうふうになって、海田町のまちづくりのためにはね、窪町の区画整理をやろう、そのためには、ぜひ立交をやって連続立交やってね、南北の自由往来ができるようにせにゃならん。立交やるんなら窪町を整備せにゃいかんじゃないか。窪町整備するんなら立交やらんにゃいかんじゃないか。というのが、裏表の関係にずっとあったんですよね、町長。これあんたもご存じのとおりなんよ。ところがまちづくり条例とか何とかいうのを出してきてね、一旦は反対しましたよ。でどうもならんのでいうて、これ2回か3回これ出してね、まちづくり条例、これ、そういうふうに変わって行って、で窪町の区画整理いうのか再開発いうのか、それはやめてしもうた。そして先ほども言いましたように庁舎が、ね、いつまでも邪魔をしとる。先ほどもちょっと出とったですかね、中店青崎線ですか。瀬野海田線、これの側道整備のためにも、庁舎はいずれにしてもあたるんですね。だから連続立交やろう、やるまいにかかわらず、庁舎は移転せにゃならん。十分あなたたちがご存じのはずなんです。その通行往来を自由にしないと、瀬野川から来た山側、ね、町が、それでのうても旧道がさびれていくのに、そういう道路も整備しない、何もしないということになったらね、町がさびれるだけ。そのためにも道路やらんにゃね。近代人が、どういうんか、近代社会は車の社会、今はね、車社会だから、車の通るような道ばかり作っても町の発展はない、連続立交はない、車が自由に通れる道がない、何もあれもやめこれもやめ、幸いにして東広バイパス沿線が、まあおかげでね、そういうふうなビルも立ち並んできたがね、そういうことからしても、仮に連続立交がなくなると仮定しても、道路はつくらないと町の発展はないんですよ。だからいずれにしてもそういうふうにして、まちづくりを、窪町もやめたが道路もやらん言うたら、もう線路から北側というか山側というかね、瀬野川から北側も、完全なゴーストタウンとなっていっただけや。もう既に歯抜けになってね、ついでに言いますが、さらに今度、単立交交やっていくと、今度は十文字に、今は線路と平行に立ち退きしとるわけですね。今度は単立交交になっていくと、それに対して十文字にさらにまた、立ち退きせにゃあならん。道路幅員はもちろんのこと、側道、生活道路、それに接する人の道路もいるわけだから。また何百軒いうて立退きせにゃならん。海田町はゴーストタウンになるわけ。どうですその考えは。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）まず、私ども現計画どおり求めていますのは、この事業全体を現計画どおりというふうに求めておりますので、これは高架にするというだけではなしに、その

関連の街路計画についても、計画どおりにというふうに求めております。それから、先ほどおっしゃいました、単独立交に関しまして、いわゆる8月20日に示されました、県の案については、私どもとしてはこれはあってはならない計画だというふうに思っております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）これもね、どうも噛み合いそうにない、どっちにしてもまちづくりのために、そういう生活道路の確保のためにも庁舎を移転してね、中店青崎線、こういうものを整備せにゃならんというんだが、庁舎も動かさずに道路も整備せんと今のままでほっとくんじゃと、こんなようなことでね、町が駄目になるだけ、いつまで言うとしても、これはまた次の機会に持って行きますが、三つ目、先の保険の問題で、その文章の中にそういうことは断じてありませんというのは再度、重ねていいますが、職員が本人の同意なくして、勝手に印鑑を購入して書類を作成した、再度お尋ねしますが、これについてどうですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）そのような事実はございません。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）これについては先ほどもちょっと言いましたが、5、6件そういう書類が、どういふか、遅れたんだとこういふんです、ちょっと言いましたが、その職員に事務処理能力がないんじゃないか、いわゆる配置と申しますか、どういふていばええん、その人間その職員のいわゆる適材適所、それが間違うて配置しとるんじゃない、それについてどのようにお考えですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）現在配置しております職員は、必要な資格を持った職員でございますし、今回書いておりますように、指揮命令権に問題があった部分、それから、職員がそういった報告が遅れていた部分、そういったところありますが、そういった、単なる個人のそういう配置の間違いとかがそういうところではないと思っております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）職員は適正に配置しておる。それでも書類が5、6件遅れたのは事実じゃと、こういうのね、この辺も話が噛み合わないといふか、適材適所のすばらしい職員を配置しとるんなら、別に何の問題もない、そういうふうにする訳ですが、何か資格を

もった人間だから、間違いないんだ、私もそういう件についてね、ちょっと疑問を感じるのはね、私ごとでありますけどね、私も2級建築士という資格を持っておるんです。ほんでおまえよう試験受かったの言う人がおる、たまたま知った問題が出たから受かったんじゃ、70点が合格なんだよ。だからパーフェクトではないんだというね、たまたま30点分はワシの知らない問題があったんかいうことはどうでもいいわけよね。何が言いたいかという、今言う資格を持った職員を配置しとるから大丈夫だと。職員は分からんけども、それなりの国家試験かなんかを受けて資格を取っておられると思うんですよ。100点満点で資格を取得しておるのか、60点でとつとるのか80点でとつとるのか、そういう資格をね、合格ラインというのがあるはずなんですよ。そうすると今言うたような、パーフェクトではないはずなんよ。完全なものでない、ね、だから、適材適所から外れとるんじゃないかとかいうて言うのとるわけよね。さっきの方に戻って、それで、重ねていますがね、本当にすばらしい人間なら、資格もあれば全部できるはずなんよ。だから私も言いました建築士だって分からんこともある。その都度本を見たり、人に聞いたり、場合によっては県土木に聞きに行く、言われたこともありますよ。あんたあ資格もとつとるんじやろう、いうてわし言われたんですよ。そうなんよわし建築士よ。この図面書いとるんで。何でこんなこと知らんのよ、たまたまこれは試験に出んかったんじやいうて。いうて冗談言うたこともあるがね、その辺について今言う、資格を持っていれば全てかどうかわかるかこれについて、問う。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）当然に、資格を持っていれば全ての仕事ができるわけではございませんし、全ての職員がパーフェクトなわけでもございません。ですからそのために職場の上司とよく連絡が取れ上司が適切な指示をすると、そういう必要がありますが、今回の町長答弁にもありましたように、職場が役場の外に置いていたということで、上司と常に接触できる状況になかったというところが一つの原因だと思ひまして、是正したところでございます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）もうちょっと尋ねてみますが、その件でね、これ、どうも私どもの方にね、届いている文書が、ちょっと忘れましたが、8月のごくごく初めじゃったと思うんですよ。4、5日じゃなかったと記憶しておるんですが、ちょっとこれ今見よるんじやがハンコが読めんので申し訳ないんですが、たぶん8月の4、5日じゃったと思うんで

すよ。そうするとその手紙を出そうとするなれば、この事案は7月に起きると、こういうふうに想像するわけですね。7月の何がしかにはこういうすでに事案が発覚しとるはずなんよ。ところが今町長答弁でこう読んでみますとね、副町長が8月19日の夕方もろもろで、20日の朝に私に報告がありました。そうすると今言う想像する日にちから、町長の耳に入るまで1か月かかるとるんよね、約ね。私のほうの文書が、たぶん8月の4、5日に届いとるはずなんです。それを書こうと諸々があったとすれば、7月の25日ぐらい、場合によっては7月の20日、分からんけどもその頃に事案が発生しとるといふふうに想像するわけです。ここでは、8月19日に、副町長から町長に報告があった。なぜ1か月近いこういうものに、こういう重大な事案をね、町の耳に入るまでかかっておるのか、どういうことでこんだけ遅れたのか。お尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）先ほど町長答弁いたしましたように、8月の19日、これは、議員のところへ何日に届いたのかは分かりませんが、ある議員の方には、8月の19日に届いたんだと思います。それを、私の方が、教えていただいて把握しまして、そういった怪文書が出ているという事実を8月20日、翌日に報告したということで、確かに1日かかっておりますが、確認とるべき事項もありましたので翌日にあれしております。先ほどの町長答弁で、その前に申し上げておりますが、6月に、こういった遅れだとかそういうようなことを把握いたしましたして、それは直ちにその時点で町長に報告した上で、包括支援センターのこちらへの移転とかというのを協議いたしました。こういう重要事項について私のところで、ひと月も止めるとそういうことはしておりません。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）ほんじゃ6月なんぼに起きて、そうやって途中でいう事で、地域包括支援センターを、本庁に移したと、そういう、だから事例があつて我々に投書が来るまでに1か月半ほどかかるとるわけですが、それはまあええとして、この地域包括支援センターというものはもう一つ言いますけどね、これいろいろ高齢者のところに巡回しておると思うんですが、これはどれぐらいの間隔でね、例えば、その人、例えば80歳の人がおられるということになると、これは、こっちに聞いた方がええんかよう分からんけども、年に1回定期的に回っておるんか、あるいは年に2回、年に3回、回るとるんか、どういうこれでそれ巡回というか、サービスそれをやるとるのか、ちょっとその辺、確認したい。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）地域包括支援センターでケアプランの担当をしとる職員につきましては、基本的に3か月に1回、状態といいますかご様子を確認に行くことで回っておる、それともう1点ありまして、地域包括支援センターの中には、看護師さんがおります。これは高齢者のお宅であるとかひとり暮らしの高齢者の方の訪問をするんですが、それはケースによって、訪問頻度が変わってまいります。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）ということはある人のところへは、2、3か月に1回、ある人のところへは、それなりの高齢者であっても、年間に1回も行かないこともあり得る、こういうふうに解釈していいのか。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）看護師さんが回るケースにつきましては、特に問題がないケースにつきましては、年に1回程度、それといろいろ訪問してお話を伺わなければいけないケースにつきましては、回数、それなりの回数をこなしているということでございます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）どうもね、今の答弁も合わんのやけどもね、ということは、もう1回再度確認します。明確に答弁してくださいよ。少なくとも年1回以上は行く、こういうことかどうなのか。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）ケアプランを作成する職員につきましては、自分が担当しているケアプランをつくる方については3か月に1回訪問するというところでございます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）という事は、再度確認しますが、健康な人のところへは2年も3年も4年も5年も、行かないということなん。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）ひとり暮らしとか高齢者世帯の方については、2年も3年も訪問しないというケースはありません。少なくとも1年に1回は訪問しております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）そこでね、今後はね、内部資料しっかり確認してもらいたい。どういうことなのか。例えば、そういうそれなりの1人の職員が、例えば50人もっとるか100

人もとるか、そのことについては、知りません。必ず年1回回ったら、何月何日に行きました。それなりの日記じゃないけども内容について、すごく元気であったとか、たまたま熱が出とったとか、風邪をひかれとったとか何かそれなりのチェックがあるところというふうに思うんですよ。そうすると、今仮に言いました、ひとりのマネージャーが100人を持つと、それを年間通じて1回でするんだということだったら、年に1回は少なくともその人にチェックはあるはずなんよ。その書類を確認しとるかしてないかということを確認、お尋ねします。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）ちょっと話が食い違っている部分があると思いますので、もう一度整理をさせていただきます。今回ここにあがってくるケースにつきましては、ケアプランを作成する職員でございますので、これにつきましては自分が担当しております40件程度のものについて3か月に1回訪問して、その都度本来であれば台帳の整理、どういう状況であったということを記入しておかなければいけないということでございます。先ほど、高齢者世帯についてというのは、この今回のこの分とは、違いまして、今の看護師さんを雇って訪問しているケースでございますので、それについては年に1回、少なくとも年に1回、これは訪問した都度ケース台帳というのを作成しております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）だから、その辺が違うから言うてるんであって、今ケアプランじゃケアマネージャー、今回のこの分と内容が違うんだ、こういうことですが、いわゆるケアマネージャーか何か知らんが、職員がね、極端に言うといいかげんな書類を作って行かん所へ行ったようなチェックをしておるから、こういうような事態が起こるんだと、要するに仕事をせずにやね、日にちだけ時間だけ消化しとるんで書類が残ってくると、こういうふうになるわけですが、その続きで言うたんですが、今言う、職員が年間通じて確実に高齢者のところを回るんなら、今の部長答弁、健全な人であっても年に1回は回るんだとこういうことなんだがね、実際に来とらん事例があるからその人は元気な人であろうと思うが、あるから言うてるんであって、そこらのところも把握しとるかどうか。これはこれ以上言ってもあれじゃから、本当は聞きたいんじゃないけどもね、調べなさいということの要望に変えときますが、ね、元気な人のところには、年齢はそれなりであっても行かないんだというふうな、そういう事例がある。ところが今聞くと、年に1回は必ず行きますよというからね、どうもその辺が先ほどの副町長の答弁と、全部行つとる

言うたってそういう事例が、副町長、参考までに言うときですが、そういうなのもあるんですよ。ここでは全部は言いませんので、またの機会があればまたしますが、以上で終わりますが、しっかり調査してください。

○議長（久留島） 暫時休憩いたします。再開は2時25分です。

~~~~~○~~~~~

午後2時14分 休憩

午後2時25分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。日程第2、第41号議案、安芸地区衛生施設管理組規約の変更についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡） 第41号議案、安芸地区衛生施設管理組規約の変更について。安芸地区衛生施設管理組合の所在地番の変更に伴い、規約の変更について議会で議決を求めるものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島） 生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽） それでは、第41号議案、安芸地区衛生施設管理組規約の変更についてご説明いたします。議案書の6ページをお願いいたします。あわせて資料1、安芸地区衛生施設管理組規約新旧対照表をご覧ください。この度の規約の変更は広島法務局が実施いたしました、坂町内の所在地番の重複を解消するため、安芸地区衛生施設管理組合の事務所の所在地番を広島県安芸郡坂町1322番地の11から、広島県安芸郡坂町21322番地の11に改めるものでございます。施行日は平成26年10月1日でございます。以上で説明を終わります。

○議長（久留島） 以上で説明を終わります。これ質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島） 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島） 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第41号議案について採決を行います。お諮りいたします。第41号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第 41 号議案は原案のとおりこれを決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第 3、第 42 号議案、海田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第 42 号議案、海田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。児童福祉法の改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例の制定を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川）それでは、第 42 号議案、海田町家庭的保育事業等の設置整備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明いたします。議案書の 7 ページ、資料 2 の条例の概要をお出してください。説明につきましては、資料 2 の条例の概要で説明をさせていただきます。今回の制定は、児童福祉法の規定に基づき、本町が認可する家庭的保育事業等について、設備及び運営に関する基準を定めるものでございます。本町が認可することとなる家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業は、認可保育所施設より少人数で 0 歳から 2 歳の保育の必要な子どもを預かる事業です。それでは 2 ページをご覧ください。基本方針のとおり、条例の制定にあたっては、原則国の基準をもって海田町の基準とします。なお、国と異なる基準につきましては、保育所型事業所内保育事業所の乳児室の面積基準について、現基準の 3.3 平方メートル以上といたします。施行期日は、法の施行の日です。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

○議長（久留島）宮坂議員。

○11 番（宮坂）前回全協で説明を受けたんですけども、1 点、確認を兼ねてなんですけども、事業所内保育事業なんですけども、これまあ、一般事業所がやられて、地域のお子さんを預かる場合認めるということなんですけども、その時に、補助金なんですけども、この補助対象になるのは、地域のお子さんに対しての補助なのか、それとも事業全

体に対しての補助なのか、その辺の確認をさしてください。

○議長（久留島） こども課長。

○こども課長（森川） 事業全体について補助対象となっております。

○議長（久留島） 質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島） 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島） 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第 42 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 42 号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島） 異議なしと認めます。よって、第 42 号議案は原案のとおりこれを決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島） 日程第 4、第 43 号議案、海田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡） 第 43 号議案、海田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。子ども・子育て支援法の制定に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるため、条例の制定を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島） こども課長。

○こども課長（森川） それでは、第 43 号議案、海田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明いたします。議案書の 28 ページ、資料 3 の条例の概要をお出してください。説明につきましては資料 3 の条例の概要で説明させていただきます。今回の制定は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、本町が確認する教育・保育施設及び地域型保育事業について運営に関する基準を定めるものでございます。新制度において市町村は、教育・保育施設などからの申請に基づき、施設型給付などの財政支援を行うため、確認を行うこととなります。3、新制度における認可と確認についての表をご覧ください。幼稚園や保育所などの認可はこれまでどお

り広島県が行い、家庭的保育事業などの認可は、先ほど可決いただいた第 42 号議案により、海田町が行うこととなります。これらの認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業は、施設型給付や地域型給付などを受けるための確認を、海田町が行うこととなります。資料 2 ページをご覧ください。基本方針のとおり、条例制定にあたっては、国の基準をもって海田町の基準といたします。施行期日は、法の施行の日です。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第 43 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 43 号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、議案第 43 号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第 5、第 44 号議案、海田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第 44 号議案、海田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。児童福祉法の改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例の制定を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川）それでは、第 44 号議案、海田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明いたします。議案書の 53 ページ、資料 4 の条例の概要をお出しくください。説明につきましては、資料 4 の条例の概要で説明させていただきます。今回の制定は児童福祉法の規定に基づき、本町が定める放課後

児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものがございます。基本方針のとおり、条例制定にあたっては、国の基準をもって海田町の基準といたします。2ページをご覧ください。施行期日は、法の施行の日です。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。西山議員。

○12番（西山）50ページ、苦情への対応第17条ですけれども、苦情を受けるための窓口を設置することとなっておりますが、どこを窓口となさるのでしょうか。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川）今後検討していく必要があるかとは思いますが、今のところ、こども課の方で対応することを考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）続きまして、第18条開所時間及び日数が示されておりますけれども、現在行われている開所時間と日数で対応されるお考えでしょうか。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川）現在約290日開館しておりますので、この現状で進めていきたいと考えております。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第44号議案について採決を行います。お諮りいたします。第44号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第44号議案は原案のとおりこれを決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第6、第45号議案、海田東小学校区第2児童クラブの設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説

明を求めます。町長。

○町長（山岡）第 45 号議案、海田東小学校区第 2 児童クラブの設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。海田東小学校区第 2 児童クラブを設置するため、関係条例について所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川）それでは、第 45 号議案、海田東小学校区第 2 児童クラブの設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてご説明いたします。議案書の 60 ページ、資料 5 の条例新旧対照表及び資料 6 の条例の概要をお出してください。説明につきましては、資料 6 の条例の概要で説明をさせていただきます。改正する内容でございますが、まず、海田町民センター設置及び管理条例につきましては、第 1 集会室をホールに改めます。次に、海田町老人集会所設置条例につきましては、娛樂室を集会室に改めます。海田町児童クラブ運営条例につきましては、海田東小学校区児童クラブを海田東小学校区第 1 児童クラブに改め、新たに設置する児童クラブを海田東小学校区第 2 児童クラブとします。施行期日は、第 1 条及び第 2 条は 10 月 1 日に、また、第 3 条は 4 月 1 日からとしておりますが、4 月 1 日から入会する児童の手續に係る事務などは、施行日前に行うことができることとしております。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○13番（崎本）私はこの間の全員協議会でこれちょっと聞きましたが、現在町民センターにですね、子育て支援クラブ、子育て支援施設というて、いつ頃からかかっちゃうか知らんのじゃが、この老人クラブのところを利用してやっておられるんじゃが、私は実はいうと、今年の運動会のときに、東海田小学校の運動会のときに、土曜日か日曜日かに、ほいで、運動会の時にオートバイで行って、ちょっと駐車をお願いしますいうたら、子育て支援でそれ以外のところは利用できませんと、はっきり断られて、これは全協のときに、海田子育て支援センターいうて大きな看板がかかって、いつから老人施設をそういうふうにご利用されたか言うたら、やってませんちゅう答弁じゃったが、この間、この前の国交省の時に、やっぱり行ったら、子育て支援センターいうて看板がかかってあって、その裏に駐車場があったらここを利用してくださいということやったんじゃが、やっぱり町の対応と、現地での対応がちょっと食い違いがあるようなやったが、いつか

ら子育て支援センターで大きな看板をかけて、町民センターを利用されておるか、ちょっとその答弁を詳しくお願いします。

○議長（久留島） こども課長。

○こども課長（森川） 町民センターで子育て支援センターをオープンしましたのが平成 20 年ぐらいからだったかと思います。で、その状況の中で、ホールの 1 階のホールの方で子育て支援センター、和室の方で老人集会所として機能しております。確かに老人集会所がご利用がないときについては、両方の方が利用しやすいように、今、館を運営しているところでございます。

○議長（久留島） 崎本議員。

○13番（崎本） ほいならそういうてね、きちっとそういう説明があるべきではないんですか。20 年頃からやっておりますいうて、20 年頃から、この施設以外のことで利用するんじゃないか、それなりの説明が要るんじゃないんですか。条例とか何とか改正を、勝手に、子育て支援センター空いとったから使う、ほんじゃ、そういうことをやったらね、今まで一般質問でも出ちよるでしょ。学校の空き部屋がどうのこうのいうて。空き部屋ありませんと、余裕教室です、いろいろそういう問題が出てくるんでしょう。なぜそういうきちとした説明が、最初できんのですか。ちっちゃい看板じゃないんですよ。え。老人施設の、空いとるから子育て支援センターに利用さしていただいておりますと、そういう説明はもってのほかじゃないんですか。だから、みんながその場その場でええ加減な説明があると言われるのが、そこらに根拠があるんじゃないですか。どう思われますか。まあ、3 回しか言われんけえもう、だからきちとした答弁、責任を持った答弁されんかったらいつまでも、いろいろ職員の怠慢じゃどうのこうのちゅう問題が出てくるんじゃないんですか。そこらどう思われますか。

○議長（久留島） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井） 子育て支援センターにつきましては、町内のひまわりプラザと児童館、それから町民センター 3 か所で、同時ではないんですが、それぞれ、子育て支援について、取り組んでいこうという取り組みの中で、当初予算に計上させていただいてその年度、その年度で開設をさせていただいておるものです。町民センターにつきましても、今の子育て支援について、海田東地区の拠点として活動するために、その開設した年には、こういった予算をつけさせていただいてこういうふうな活動をしたいということの説明をさせていただくとおっております。よろしくお願いします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今おっしゃいました町民センターについては、複合的になっておりまして、条例改正がされてないというご指摘でございますが、町民センターの設置及び管理条例において、町民センターの方で、子育て支援に関する事業、ということになっておりまして、あそこの建物の町民センター部分で子育て支援事業を行っているものでございます。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）あんたら、わしの言うことが分からんのかの。なっておるが、それ以外の方は利用できませんと、駐車場ももう止められませんか。なぜそこまで縛るんか、片方ではほんじゃええよいうて使いなさいと、片方じゃ利用はできません。利用してもええじゃない、駐車場空いちよったら。別に。そこまであれする権利ある。私は思うよ。私は協力しとるよ、東海田公民館長になった人は覚えがあると思うんじやが。公民館まつり、駐車場が足りんけえ貸してくださいいうて。どうぞどうぞ使うてくださいと。町民センターの駐車場が空いとったら使うてもええんじゃないですか。子育て支援以外は、使ったらいけません。ほんじゃ、老人クラブ、子育て支援以外は使うたらいけません、ほんじゃあ老人クラブは使うてもええと。その係の人は、支援以外の人は使うたらいけませんと、はっきり拒否されましたよ。なんでそこまで教育しとらんのか、そこを言いよるんよ。なぜそこまで教育できとらん。そりゃ条例で出ちよるどうのこうのはええんよ。そこまで言うんなら、ちょっと条例も変えて、ちょっとそのように教育しなさいと、ここが言いたいんよ。え、副町長。そこがちょっと言いたい、その、職員の教育をきちっとしなさいと。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今の条例改正のことを聞かれたからと思ひまして答弁しましたが、職員の対応という面でいきましたら、その繁忙期とそうでないときとが、そういうところはきちっと整理ができないといけないと思います。やはり町の施設、町民の方に使っていただくという部分ございますから、それは空いておれば、その他の目的でもというところがございます。ただ、崎本議員がお使いになろうとしたときが、その施設がどのような状態になっていたとかいうのはすこし分かりませんので、はっきりとしたことは申せませんが、今議員おっしゃられましたように空いているときに、そういった使用を認めないと、そういうのはおかしいと思いますから、それは、主目的に影響がない限りに

は、お使いいただくと、そういったようなところで徹底したいと思います。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。宮坂議員。

○11番（宮坂）今回の第2児童クラブなんですけども、設置すること自体には特にありません。第1児童クラブ、第2児童クラブの整合性ということで新たに設置されるんですけども、この間、全協じゃこども課の方で説明を受けたんですけど、さきの崎本議員の方からも発言があったように、学校での空き教室、余裕教室、そちらがあれば、そちらに児童クラブというのを設置するというのはできないんでしょうかと思って。まず、余裕教室は今、実際小学校、あるんじゃないですか、どうなんですか。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）これまでも一般質問等で今の児童クラブの設置について、学校の空き教室、余裕教室を、というふうなことでのご質問がございました。そのときにも答弁しております。空き教室、余裕教室というのは、今の段階では、他の目的で使っていたということで、ないということでの理解をしておりますので、学校以外での施設で整備することといたしております。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第45号議案について採決を行います。お諮りいたします。第45号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第45号議案は原案のとおりこれを決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第7、第46号議案、海田町福祉事務所設置条例及び海田町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第46号議案、海田町福祉事務所設置条例及び海田町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について。母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島） こども課長。

○こども課長（森川） それでは、第 46 号議案、海田町福祉事務所設置条例及びひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書の 62 ページ、資料 7 の新旧対照表をお出してください。説明につきましては、資料 7 の新旧対照表で説明させていただきます。今回の改正は、母子及び寡婦福祉法の対象が父子家庭を新たな支援対象とすることに伴い、法の名称が母子及び父子並びに寡婦福祉法に改められたため、関係する二つの条例の一部改正を行うものでございます。第 1 条は、海田町福祉事務所設置条例、また、第 2 条は、海田町ひとり親家庭等医療費支給条例について、所要の整理をそれぞれ行うものでございます。施行期日は平成 26 年 10 月 1 日です。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島） 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

○議長（久留島） 住吉議員。

○5 番（住吉） 全協か特別委員会で説明したからと思っただけか、さっきから聞きよったら、説明をはしょり過ぎなんです。何が変わったか一切説明せんかったでしょ、今。で、さっきの第 1 児童クラブにしても、第 1 集会室をホールに改め第 2 集会室を削るって言うわにゃいけんものを、第 1 集会室をホールに改めますで説明終わっとるんです。肝心な部分の説明が一切今この議場で抜けとるんです。会議録で、何が変わったというのは一切残ってないんですよ、今の説明って。それでいいですか。

○議長（久留島） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井） 確かに今の条例の内容説明について、多少、省略といたしますが、短くした部分はあろうかと思いますが、今の説明で十分理解していただければとしまして説明をさせていただいたものでございます。今後については考えさせていただきます。

○議長（久留島） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島） 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島） 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第 46 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 46 号議案については、原案のとおり決す

るにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、第46号議案は原案のとおりこれを決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) 日程第8、第47号議案、海田町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(山岡) 第47号議案、海田町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について。広島県福祉医療費公費負担事業費補助金交付要綱の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長(久留島) こども課長。

○こども課長(森川) それでは、第47号議案、海田町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。議案書の63ページ、資料8の新旧対照表をお出してください。説明につきましては、資料8の新旧対照表で説明させていただきます。今回の改正は、広島県福祉医療費公費負担事業費補助金交付要綱の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。改正する内容は、保護者の所得算定に係る乳幼児等の出生日を、5月31日から6月1日に改めるものでございます。施行期日は平成26年10月1日です。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長(久留島) 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第47号議案について採決を行います。お諮りいたします。第47号議案については、原案のとおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、第47号議案は原案のとおりこれを決めます。

~~~~~○~~~~~

- 議長（久留島）日程第 9、第 48 号議案、海田町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。
- 町長（山岡）第 48 号議案、海田町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について。父子世帯においての入居の選考を優先的に行えるようにするため、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明いたします。
- 議長（久留島）都市整備課長。
- 都市整備課長（近森）それでは、第 48 号議案、海田町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書の 64 ページ、あわせて、資料 9 の海田町営住宅設置及び管理条例新旧対照表と、資料 10 の海田町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の概要の準備をお願いします。説明については、資料 10 の海田町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の概要に基づき説明いたします。今回の改正内容については、この度、母子及び寡婦福祉法の改正、父子世帯への支援の範囲が拡大されたこと等を踏まえ、優遇措置の内容を一部改正するものです。次に、炭鉱離職者等の雇用の安定等に関する臨時措置法が廃止されておりますが、本町においても、優先世帯の実績がないことや、県も今回廃止したことから、炭鉱離職者を支援対象から削除するものです。また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の題名が改正されることに伴い、当該題名を引用している箇所を改正を行うものでございます。施行期日は平成 26 年 10 月 1 日でございます。以上で説明を終わります。
- 議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。
- 3 番（兼山）3 番、兼山です。優遇されて父子世帯が入居された後の話なんです、この寡婦福祉法というのは、配偶者が死別または離別された配偶者というふうに解釈してよろしいのでしょうか。一般的に寡婦というのは、夫を死別又は離別した妻っていうふうな解釈なんです、もしこれが寡婦福祉法に配偶者を死別離別された配偶者でなければ母子世帯については、子が自立したときに、母としては寡婦に値するんですけど、父子については、父は、寡婦に値しないので、父はどうなるのかということなので、寡婦福祉法についてどのような解釈をしていいかをお聞かせください。
- 議長（久留島）建設部長。
- 建設部長（久保田）この度改正いたします条例に基づく、そちらの考えでございますが、

父子世帯の定義でございますが、配偶者のいない男子で 20 歳未満の子を扶養しているものという定義をしております。

○議長（久留島）兼山議員。

○3 番（兼山）ですから、子が自立した場合に、父だけ残ります。そうすると寡婦に該当しないのではないかと。夫を死別離別された妻というのが寡婦なので、母でしたら、子が自立した場合には、母は寡婦に該当するんですよね。ですけど、寡婦福祉法に、もし、配偶者を離別・死別された配偶者だったら、父はその、寡婦福祉法として、該当されるんですけど、そこについて、その今父子の子が自立した場合の父ってのは、寡婦福祉法に該当するかどうか、もう一つ、引き続きですけど、父が、母もそうですけど、ずっとお亡くなりになるまでずっとここは入居し続けられるものでしょうか。そこも含めて。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（近森）はい、これはあくまでも入居の際の条件となっておりますので、それ以降のことは、今回の対象にはなっておりません。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第 48 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 48 号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第 48 号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第 10、第 49 号議案、平成 26 年度海田町一般会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第 49 号議案、平成 26 年度海田町一般会計補正予算（第 2 号）。この補正予算につきましては、海田東小学校区第 2 児童クラブ整備事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡） それでは、第 49 号議案、平成 26 年度海田町一般会計補正予算第 2 号についてご説明いたします。はじめに歳入歳出予算の補正につきまして、資料 11 の平成 26 年度補正予算説明書に従いまして、歳出からご説明いたします。なお、箇所付けのある投資的経費の増額については、別に資料を提出しております。あわせてご覧いただきたいと思います。それでは、資料の 3 ページ、4 ページをお願いいたします。総務費の文書広報費の広報事業につきましては、町に関する報道の録画用にレコーダーを購入するため、12 万 3,000 円を増額するものでございます。次に、財政管理費の事務用品管理事業につきましては、無償提供された広告入り封筒に不足が生じたため、26 万 7,000 円を増額するものでございます。次に、財産管理費の普通財産改修事業につきましては、旧勤労青少年ホーム及び海田老人集会所の解体設計業務委託料の入札残の減額と、解体工事費の増額を合わせ、2,151 万円を増額するものでございます。次の固定資産台帳整備事業につきましては、別に資料を提出しておりますが、新地方公会計制度に係る固定資産台帳の整備を行うものでございます。今年度と来年度の 2 か年で整備する計画で、平成 26 年度分について 150 万円を増額し、27 年度分については、1,650 万円の債務負担行為を設定するものでございます。次に、コミュニティ推進費の自治会活動支援事業につきましては、西浜自治会館の公共下水道の接続等に伴い、補助金を交付するため、38 万 1,000 円を増額するものでございます。次の住民参画推進事業につきましては、広島西部街道交流会を開催するため、5 万 9,000 円を増額するものでございます。続きまして、5 ページ 6 ページをお願いいたします。税務総務一般事務事業につきましては、人事異動に伴い、臨時職員を配置するため、97 万 5,000 円を増額するものでございます。次に、町税賦課事業につきましては、家屋評価システムのソフトを更新するため、17 万 3,000 円を増額するものでございます。続きまして 7、8 ページをお願いいたします。戸籍住民基本台帳一般事務事業につきましては、職員の産休に伴い、臨時職員を配置するため、96 万 9,000 円を増額するものでございます。続きまして、9、10 ページをお願いいたします。民生費の社会福祉総務一般事務事業につきましては、職員の退職に伴い、臨時職員を配置するため、115 万 6,000 円を増額するものでございます。次に、老人福祉費の介護保険繰出金事業（法定負担）の 16 万 2,000 円の増額と、その下の（その他）の 191 万 5,000 円の増額につきましては、特別会計の補正予算に伴う増額でございます。次に、町民センター管理事業につきましては、予備用の施設修繕料に不足が生じたため、15 万円を増額するものでございます。続きまして、11、12 ページをお願い

いたします。海田東小学校区第2児童クラブ整備事業につきましては、町民センターの1階を児童クラブに改修するため、2,500万円を増額するものでございますが、財源として、地域活性化事業債の発行を見込んでおります。次に、ひまわりプラザ管理事業につきましては、予備用の施設修繕料に不足が生じたため、30万円を増額するものでございます。続きまして、13、14ページをお願いいたします。衛生費の保健センター管理事業につきましては、2階研修室の床を修繕するものでございます。次に、予防費の健康食育フェア実施事業につきましては、食育活性化支援事業補助金を活用し、福祉保健まつりでイベントを行うため、8万7,000円を増額するものでございます。次の予防接種事業につきましては、後期高齢者医療制度特別対策補助金の清算による返還金31万5,000円でございます。次に、母子保健費の不妊治療費助成事業につきましては、申請の増に伴い、120万円を増額するものでございます。続きまして、15、16ページをお願いいたします。清掃一般事務事業につきましては、人事異動により、臨時職員の配置を取りやめたため、111万5,000円を減額するものでございます。続きまして、17、18ページをお願いいたします。農林水産業費の農道水路改修事業につきましては、三迫三丁目地内の農道を修繕するものでございます。続きまして、19、20ページをお願いいたします。土木費の道路維持費の町道管理事業につきましては、危険木伐倒処理業務委託料に不足が生じたため、30万円を増額するものでございます。次の町内道路修繕事業につきましては、三迫二丁目地内の町道137号線の道路構造物補修設計業務と、同じく、三迫二丁目地内の町道143号線に排水管の設置工事を行うため、580万円を増額するものでございます。次の県道維持修繕事業につきましては、県道維持修繕費交付金の増額に伴い、修繕管理業務委託料を123万円増額するものでございます。次に、道路新設改良費の町道6号線2工区整備事業につきましては、裁判となっていた箇所が判決が確定し、用地の取得と工事を行うものと、その上流部分の拡幅に着手するため、2,194万3,000円を増額するものでございます。次の（仮称）町道138号線整備事業につきましては、三迫二丁目地内の下水道工事で、仮設道として使用した箇所を町道とするため、3,161万6,000円を増額するものでございます。次に、21、22ページにかけての橋梁修繕事業につきましては、ひまわり大橋の音響設備を修繕するため、70万円を増額するものでございます。次に、23、24ページをお願いいたします。一般公園管理事業につきましては、公園遊具等の修繕料に不足が生じたため、100万円を増額するものでございます。次に、25、26ページをお願いいたします。町営住宅管理事業につきましては、住宅の明け渡し

に係る修繕を行うため、110万円を増額するものでございます。次に、27、28ページをお願いいたします。河川一般事務事業につきましては、空き缶等散乱ごみ追放キャンペーンの参加者に、海田の水を配布するため、5万9,000円を増額するものでございます。次の河川修繕事業につきましては、予備用の修繕工事費の増額と7月7日の大雨で崩壊した箇所修繕を行うため、2,100万円を増額するものでございます。次に、29、30ページをお願いいたします。教育費の教育課程研究指定校事業につきましては、海田小学校が教育課程研究指定校に指定されたため、16万円を増額するものでございますが、県から委託金が交付されます。次に、31、32ページをお願いいたします。道徳教育改善充実総合対策事業につきましては、海田西中学校が道徳教育の指定校に指定されたため、25万5,000円を増額するものでございますが、こちらも県から委託金が交付されます。続きまして歳入をご説明いたします。なお、歳出に関連して説明したものは省略をさせていただきます。それでは、1ページ、2ページをお願いいたします。地方特例交付金につきましては、額の確定により242万9,000円を増額するものでございます。次に、普通交付税につきましては、当初予算計上額よりも2億2,262万6,000円多い9億2,262万6,000円と決定をいたしました。が、財源調整のため、7,859万3,000円を予算計上するものでございます。次に、国庫支出金の頑張る地域交付金につきましては、昨年度の経済対策に計上した事業費により交付されるもので、別に資料を提出しておりますが、額の確定により2,540万7,000円を増額するものでございます。次に、繰越金につきましては、財源調整のため、954万5,000円を増額するものでございますが、この度の補正で、前年度からの繰越金の全てを予算計上しております。次に、諸収入の協働のまちづくり事業助成金につきましては、助成金の上限額の引き上げに伴い、200万円を増額するものでございます。続きまして、議案をご説明いたします。第49号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に1億4,220万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を92億6,628万7,000円とするものでございます。続きまして、第2表債務負担行為補正についてでございます。3ページの追加1件でございますが、内容につきましては、歳入歳出予算の補正でご説明いたしましたので、省略させていただきます。続きまして、第3表地方債補正についてでございます。4ページの追加1件で、こちらも内容の説明につきましては省略させていただきます。以上で、平成26年度海田町一般会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許し

ます。前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。まずね、説明書の4ページ、ここの旧青少年勤労の解体ということで、約2,200万計上されておるんですが、5階建ての建物を解体で、ちょっと安いんで、どうなんか、安全とかね、通行仮囲いとか、いろんなこまい込みの、以前焼却場では陰圧でやったというが、これはそのあたりのね、ほこりの抑制、そこらも全部できるんかどうかというのがまず一つ、二つ目はね、10ページ、もうこれずっと11ページ、12ページの方にもあるんだけど、町民センターの修繕費でね、需用費が15万円、30万円、26万なんぼね、何か知らんが、予備用が足らんようになったとかいうような簡単な説明なんじゃけど、需用費で15万とか30万とかいうと、かなり大きいわけで、これの内容をね、これも併せて説明願いたい。三つ目はね、22ページ、ひまわり大橋の音響を調整すると言うんで、過去にスピーカーのカバーが金属であるというので共鳴すると、こういうことね。ここでは約70万ほど計上しとるわけですが、どのようなことをするか、そこらの事を、雨とかいうようなところの対策も含めてね、どういう修繕をするのか、詳しく説明願いたい。以上。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）それでは1点目と3点目について答弁をさせていただきます。1点目の勤労青少年ホームの解体につきましてですが、仮囲いを行いまして防音シート、あと、散水等によってほこり・騒音等を極力抑えるような形で解体する方法を、今のところを想定しております。続きまして3点目のひまわり大橋の修繕内容ということですがけれども、今現在、CDによりまして、決められた時間に自動再生をするように、装置を組み込んでございますが、こちらの装置の老朽化に伴いまして、定時に鳴らないようになってしまいました。これをハードディスクで音楽を録音した状態のものを自動再生する機器に更新するものでございます。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川）それでは2点目について回答いたします。ひまわりプラザ、町民センターの需用費に係る施設修繕料ですが、年度当初、箇所づけなく予算計上しておりましたが、ひまわりプラザにつきましては、窓ガラスの自修繕や空調機が急に壊れたことにより、30万円が不足したため、追加で30万円を計上させていただいております。町民センターにつきましても1階の便所であるとか、屋上の雨漏り等が発生したため、追加で15万円の補正予算を組んだものでございます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）今のでね、ちょっと再度になりますが、まず、青少年センターでね、予算的にどうなのか。できるんか、そういうことの単価で安全を保ってできるのかということの一つ言うとするんですが、それを言うた、焼却場では陰圧にしてね、ほこりのね、いろんなちりのね、飛散せんよとということ、ここは単なる防音化シートぐらいだけでは、相当のほこりが飛散する、町の真ん中だからそこらの安全を保った、そういうものがその単価でできるのかとこうふうにする、の。それからひまわりプラザについてはね、一億何千万もかけて有線をやるとして、あ、無線か、70万かけてあついでチャイムが鳴るとかならんとかのね、はっきり言うて必要がないというふうにし個人的に考えるわけ。だから、無駄な70万ではないかと、こういうふうに言いたい訳じゃがこれ再度。それから、この需用費についてはね、何やらが駄目になった空調が駄目になったとかいうのをね、一般的にそれは需用費ではなくして工事費なんだろうと思う。単なるどっかそこに穴が開いたから、ガラスが1枚ちょっと割れたからね、ガラスを三千ほどで直すとかいうのなら、需用費とかそういうものでも認めれると思うけど、30万も50万もかけて総額100万ではないとしても、六、七十万かつとるわけじゃ、全部あんなたがたじゃないかも分らんが。これが需用費なのかとそこを言いたい訳よ、の、再度答弁願いたい。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）はい、まず一点目の勤労青少年ホームの解体の件でございますが、事前の調査ではこちらの方にはダイオキシン等のような物質はございませんので、現在の予算額で安全に解体ができると考えております。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）ひまわり大橋の音響装置でございますが、町のシンボルとして、つくっておりますので、引き続き音響を流してまいりたいと思います。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）施設修繕料の計上費目でございますけれども、需用費の施設修繕料と工事請負費の差につきましては、50万円という設定をしております。機能の向上であるとかそういったものでなく、現状復旧につきましては、1件50万円ものについて、需用費の施設修繕料に計上することとし、50万円を超えるものについては、工事請負費で計上することとしておりますので、この度は50万以下の小さい修繕を想定し、需用費

の施設修繕料に予算を計上したものでございます。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）幾つか質問させてもらいます。まず旧勤労青少年ホームの解体工事、今さっきの建設課長の答弁だとダイオキシンはないと言いましたが、アスベストはどうなんですか。で、これに同じく4ページ、住民参画推進事業でちょっと説明聞き取りづらかったんですが、街道交流会とか何とかいうんで、55万9,000円計上したという分ですが、この何とか交流会というのは、いったい中身はどういったものなんでしょうか。あと14ページ、不妊治療の申請が増えたということですが、こちらは何件増えたんでしょうか。それと22ページ、ひまわり大橋の音響修理代、70万円、何かCDをMDに変えるだけと聞きました。それで70万円は高いように思いますが、いったいどんな機器を入れたんでしょうか。あともう一つひまわり大橋の修繕に関しては、以前桑原議員が欄干のペンキが剥けているから塗ってくれというのを随分前に一般質問かなんかでされたと思うんですが、いまだに剥けたままなんですね。なんで一緒にしないのかと不思議なんです、やるんなら。なぜ議員からの一般質問やったものを後回しにして、音響の方を優先したんでしょうか。取りあえずそんだけ聞いてみましょう。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）一番最後の点にまずお答えしておきます。はっきり言いまして、故障で、修繕しなければ、その効果が保てないものと、もう一つどこまで老朽化の部分で再生をしていくかというところで差をつけさせていただいております。決して桑原議員の分を忘れておるわけではございません。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）はい、1点目の勤労青少年ホームのことですけれども、申し訳ございません、ダイオキシンとかアスベストとかそのような危険物質はございません。

○議長（久留島）企画課長。

○企画課長（門前）3点目のですね、広島西部街道交流事業なんですけど、これにつきましては、国の方で、主体的に毎行われておるものなんですけど、いわゆる海田町で言いますと、海田西国街道の会などですね、夢街道ルネサンスに認定されている地区の活動団体、全部で九つございますが、それらが、一堂に会してですね、現地視察と意見交換を行います。それで今回は、第5回目ということで、海田町が開催地になっておりますので、その費用を、開催地に伴う費用を、海田町と一緒にやるということで負担するとい

うことでございます。

○議長（久留島）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）不妊治療の件でございますが、今現在 10 人の申請がありまして、前年同時期と比べ 1.5 倍となっております。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）はい、費用の件につきましてですが、こちらの方が屋外に設置するもので、欄干のボックスの中には入れるんですけども、高温多湿の状態、機能を維持する電気機器となりますと、どうしても汎用性が少なく、単価的には割高になります。したがって今のような予算額を要望させていただいたものでございます。

○議長（久留島）住吉議員。

○5 番（住吉）そしたらまず、さっき言うた交流会、5 万 9,000 円の話ですが、これ今の話ちょっと聞きよったらなんか年度当初予算に組めとったんじゃないかという気がします、なぜ補正予算となったんでしょうか。あと、しつこいですが欄干のペンキ、しよっぱな副町長の答弁では、町のシンボルですからどうのこうの修繕しますいうて、町のシンボルいうのに欄干のペンキが剥げっぱなしというのも、正直いかなものかと思えます。もうあれが剥げて、随分時間がたっているかと思いますが、いまだに何の手当でもなされてない。それで町のシンボルとは笑わせるなという気がするんですね。なぜ早急にやらないのか。その点お願いします。

○議長（久留島）企画課長。

○企画課長（門前）まず、1 点目のですね、交流会の件なんです、昨年度、事前にはですね、海田町でやるかもしれないという話でしたが、7 月 1 日にですね、国土交通省の方から正式に開催協力の依頼がございましたので、この度、補正予算に計上させていただいたということです。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）費用の関係で、やはり、すぐにできるものと、少し様子を見させていたっているという部分が出ております。この部分につきましての差は費用でございます。

○議長（久留島）崎本議員。

○13 番（崎本）ちょっと 2、3 点お願いします、町長行政報告でですよ、本予算措置を講じた法面・崩壊については、ええと法面 1 か所と 2 か所ありましたという報告がありましたが、その第 1 点目に私聞いてみますが三迫二丁目、三丁目の河川の崩壊と

かあの河川は、三迫川でね、あれは、県の管轄か町の管轄か、はっきり言って、どこが責任もって管轄しちよるか、の。それ1点目とね、ええと、これ何ページかいの。この6よ、資料の6の6ページ、6いうて書いてある。あれが、上の、あれが、上が下の図面の断面じゃ思うんじゃが、の、断面じゃ思うんじゃが、もしか県の川じゃったらの、県が対応するの、分かる。意味分かるじゃろ。この工事の仕方で間違いがないか。それと、もう一つは、3日、4日前かの、災害が起きて崩れて、役場へ、崩れてますと、いって、すぐ応急処置に職員が来てもらいました。その時は、シートだけかぶして帰られましたの。それから、20日も何日も経った後で、3日前か4日前か、まあある業者がの、6人も7人も来て、サポート持って土嚢持って応急処置かなんかされましたが、なぜその崩れたとき、そういう応急処置をされなかったか。あれから雨が随分降ってますよ。雨が降ってどうもなっちゃらんのになんであんな土嚢をついてサポート持って行って応急処置なんでせんのか。今日補正予算も出ちよるじゃない。ね。そういう観点のところでの、どういう考えがあるか、それともう一つ。県の、砂防が、県じゃったら、私ここ町長の施政方針であるんじゃが、うち、1か所はわしもよう知っちゃるんじゃが、シート張り工法で対応いたしました。たちまちシート張り工法でもいいんじゃが、将来的に県じゃったら、の、県に陳情するのか、ね、これはもう県の方にちょっと言うたんじゃが、災害で修繕箇所があったら、すぐ、県の管轄のあれやったら言うてくれえと、いうことじゃったがその、海田町ではだめじゃけん県に言えと、将来的にどうするか、そこら、どこが対処してくれるのか、今、三つか四つ言うたんじゃが、詳しくお願いします。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）この度護岸が崩れた川は西ノ谷川と申し申します。こちらの川につきましては、確かに議員さんおっしゃられるように、以前は県の方で流路を一部直された事実がございます。この度の護岸の崩壊を受けまして、県の方に、河川の管理がどこかという問い合わせを行いました。その結果、平成17年に、国から、里道・水路等・その外の法定外公共物を町が譲与を受けておるんですけれども、この時に、この川の部分については町の方に移管しているということで、県と協議の結果、結論に至っております。したがって、この西ノ谷川につきましては、今現在は海田町の管理ということになっております。2点目につきましては、サポートをこの段階でどうしてするのかということですが、確かに災害が起こったすぐブルーシートのときにですね、合

わせて実施をさせていただくのが一番よかったかとは思っております。ただ、何回か現場の方を確認しに参りました。そのときに民地のブロック塀が徐々に下がってきているということが感じられましたので、そのブロック塀が崩壊しましてまた河川の断面を塞ぐということがないように、この段階で、応急処置を追加でさせていただいたものでございます。ですから、いろいろなお質問の中で、県の管理ならということが前提で質問いただいておりますが、今現在としましては町の管理ということでございますので、このような答弁させていただきます。

○議長（久留島） 崎本議員。

○13番（崎本） 今、平成17年に県から町に管理、ありましたね。それは、あなたがつくられたことじゃないですか。なぜか言うたらね、西ノ谷川の石垣の目地があるでしょうが、あれは県の工事でやりよりますよ。え、しっかりそういうことを調べた上で答弁とられますか。え。17年以降にね、石垣仮積ですよ。あれ、業者がみな来て、目地しよりますよ。徐々に。あれ町がやりよるんですか、県でしょうが。ほいで今、あんたの答弁はちょっとおかしいんじやが、今の土石流の大災害でも民地の災害復旧は民々でやると。え、そういうのが前提で今災害復旧、今懸命に自衛隊がなんじやかんじや、民々の方は民々でやっておられますよ。そういうことをあんたは平気で民々のブロック塀が危ないから業者においてサポートすると。今災害復旧みんな困っちゃられますよ。民々はみな民々で、ボランティア活動でやっておられますよ。そういう事を頭にちょっとでもあって、そういう答弁をされていますか。え、ちょっと、もうちょっとね物事を考えて答弁してくださいや。私もみな知って、県の工事にして、指名願を、辞めるまでは皆やりました。河川工事を。だからどこからどこまでやっていますか、みな知っていますよ。みな県の管轄ですよ。県の維持費でやっていますよ。え、2、3年前も、県の維持費でやってもらっていますよ。あれは海田町のほんじゃ川じゃったら、海田町がせんにゃいけんのか、どうですか。

○議長（久留島） 建設課長。

○建設課長（木村） 議員さんおっしゃられるとおり、これまで県の方の予算で修繕をした事実があるかと思うんですけども、この度、県の方と、再度管理区分について協議を行ったところ、当初、県も最初は県の管理であるということで、現場の方に1度は立会に来ていただいております。しかし、その後、県の内部で精査が行われまして、先ほど申し上げましたとおり、過去にもう町の方に移管されているものであるという結論

を、この度町の方に言って来られました。それを受けまして、今回やらさせていただいたものでございます。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）ほんじゃね、私はっきり言いますが、今度大災害が来てね、川が崩壊した場合は、ほんじゃあ、海田町が全面的、全責任は持つんじやの。え。砂防ダムとか、いろいろ、ほんじゃ、県のあれせんでも、海田町がみな設計して海田町がやるんじやの。間違いない。建設部長どう。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保田）この西ノ谷川については、先ほども建設課長が申しましたように、これまでちょっとあいまいであったところがありましたが、県の正式な回答は、県の管理河川ではないというのが、今回の正式な回答でございます。ですからそれにのっとり、町の方が管理していかざるを得ないという具合に考えております。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）今の崎本議員の答弁、ちょっと疑問感じたんで、その分の答弁と、次に、その分はまたあとで聞きますので、6ページ、町税賦課業務の中で、家屋評価システムの基準更新ソフト、これは本来でしたら、当初の予算で組むような、更新があるというのは事前に分かるとるもんじやないかと思うんですが、急きょこれ、何かがあって更新するのか、それについての説明をまずお願いしたい。次に、保健センターの管理事業の中で、修繕工事、修繕が出てきて、先ほどから崎本議員か前田議員が聞いたんかちょっとはっきり覚えてませんけども、修繕工事でもう使い切って足りなくなったんで、次を補正をかけさせてくれということで、それについては理解するんですが、ここについては、先ほどの課長の説明では、財政課長の説明では、床という限定されました。床を今たちまち急いで修理しなきゃならん理由は何だろう、で、それは急に壊したんか、そうじゃなくて全体の予算の中で、床をメインにやるという意味で出されたのか、もし床で急ぎでなければ当然、当初予算でやるべき案件じやないかと私は思うんですが、それについてどうなんか。で、先ほど崎本議員の続きになりますけども、17年に財産の移管替えが行われた時に、うちにも当然台帳が来とるはずなんですが、その台帳について、うちとの、その中身の確認はされたんか。もし漏れとるんであれば、当然移管替えされるべき案件じやないんで、うちが受け取るべきじやないと私は思うんですが、いかがでしょう。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保田）最後の点を私の方から、まず台帳を見た時にですね、今まで我々も砂防の区域に入っとるんじゃないかと。そこがですね、非常にあいまいなところでした。ですから崎本町議が言われたように、県が目地詰めをやったこともあるし、その仮を町がやったこともあるし、その台帳の字名等々を見ればですね、非常に複雑で分かりにくいところがありました。それは正直なところでございます。それで、今回、再度、この崩壊したことについて、県の方に協議をいたしまして、その台帳の読み方等々についても、本庁との整理の中で、そういう回答をされたということでございます。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）順序がだんだん逆になってくるんですが、2点目につきましては、今回包括センターをこちらへ持ってまいりまして、執務室で使っていたところを、今後、相談室、それから、会議室で使うという中で、床面を修繕する必要が出てきたものでございます。そのために今回補正を出させていただきました。

○議長（久留島）税務課長。

○税務課長（中下）確かに、議員指摘のようにこのソフトウェアにつきましては、評価前に家屋の評価前、3年に一度更新ということでございました。ご指摘のとおり、本来であれば、当初予算で計上すべきものでございましたが、今回、引き継ぎ等がうまくできておらず、計上漏れをしたものでございます。今後こういうことがないように気を付けます。申し訳ございません。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）西ノ谷川が砂防河川でない、となったら、先ほどの崎本議員の続きになりますけども、今後何かあったときに、どうするんかという問題と、どうするんかというのは先ほど答弁いただいたんでいいんですけども、あれだけの河川が要するに砂防でないと言って、極端に言うたら、私の前にあるこまい水路、これ砂防ですよ、砂防区域にかかっている。小さなこんなもんでも砂防かかって、ほんで床板かけようとするれば、県に、町の許可じゃなくて砂防ですから県にですから、県の許可になる。その代わり工事費も莫大かかって、基礎から全部やり直してこにゃいけないような格好になってくると思うんですよ。で、西ノ谷川今までそういうケースは、実際にあったんじゃないんかと思うんですが、そういう人たちが今まで費用をかけた費用ってどうなるのか、普通河川なら

ば、町の許可になって基準が全く変わってくるんですよね。今までは砂防でやってる、僕は砂防でやってると思ってましたし、砂防河川と思ってたんですが、それころころころころ、砂防を普通河川に落とすこと自体にも、やっぱり問題があるんじゃないですか。そうならば、町とすれば、当然これは砂防ですから、今まで砂防で扱ったのだから引き続き砂防で扱ってくださいという返すのが筋じゃないかと思うんですが、それについてどうなんですかね。本当に、特に8月の20日ですか、広島市に災害が起こったような問題も、必ず、たまたま、昭和20年の9月の十何日の台風での土石流以外、海田では起こってませんけども、これ、いつ起きるかも分からん。50年確率で来れば、もう50年経つとるわけですから。100年確率で考えてももう少ししたら起こる可能性が十分ある状況の中で、砂防の可能性が高いものうちが受け取るのは私は問題があるので、これ予算とちょっと話がそれるんですけども、ちょっと問題があるような気がするんですが、それについてどうなんですか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）はい、議員さんのおっしゃるとおり、私どもも危惧しております。先ほど部長が申しあげましたように、これまでの取り扱いが、県の対応があいまいであったということがございます。この度改めて県に確認をしていただきましたところ、昭和49年頃の告示で砂防指定をしているというふうに当初は考えておったんですが、そちらの文言を読み解くと、どうやら、今の西ノ谷川は砂防の指定区域に入っていないという最終的な県の判断が下されたところです。それで、それを受けまして、本当に西ノ谷川に砂防指定する必要はないですかということは、今現在西部建設事務所の方に調査していただくようお願いしております。また、昭和49年に告知されたものについても、ちゃんと確認を再度していただくようお願いをしておるところでございます。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）例えば、私の家の前の先ほど言った砂防の流域についても河川名はないけども、流域という言葉でやられてるケースが結構あると思うんです。で、その流域の文言やなんかの整理についても、再度きちんとされた格好で、どういうんですかね、調査されて、できれば、この西ノ谷川ってのは砂防に指定されるべき案件であるし、もしそれがどうしても駄目であれば改めて砂防に指定していただくよう、働きかけをどうしてもしなきゃならんと思いますんで、その辺のことをきちんとしていただきたい。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保田）今の、今現段階での県のスタンスは先ほどご説明いたしたとおりでございます。今議員さん言われたことも踏まえましてですね、本当に必要がないのか、改めて指定してもらえないのか、そういったことについてはですね、今後の課題、協議の課題にさせていただければと思います。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）今の関連質問でですね、17年に移管された河川ですけれども、西ノ谷川だけなのか、例えば三迫二丁目、三丁目ではですね、西ノ谷川とか三迫川、畑の谷川、3本あるわけですよ。その西ノ谷川だけが今の町に移管されたのか、どうか、ちょっと説明してください。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）はい、三迫三丁目の河川につきましては、畑の谷橋よりも上側の部分につきまして、町の方に移管されておりました。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）という事はですね、畑の谷橋から、畑の谷川は従来どおり砂防河川で、そこから上はですね、三迫川の本川もですね、外れたということですか。三迫川は串掛林道側が流れてますね。あれが三迫川の源流なんですよ。その上流部分も外れたという事を言ってるんですか。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保田）先ほどからちょっと申し上げておりますが、従来から私たちと県との間も、そのところがあいまいでありました。で、今回改めてこういった災害が起こって支出するにあたって、正式に県に立ち会っていただいて、どうなんですか、見解を求めたところ、そこは砂防の、県の管理河川ではないというのが、県の回答でございます。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）そりゃあねえ、今宗像議員が言ったようにですね、きちっと申し入れしなきゃ。あの地図というのは明治40年、昭和20年、大流れでですね、大変なことになってるんですよ。それをね、町がね、これから面倒見きれます。見きれませんよ。とんでもない話じゃないですか。ちょっとね、真剣に対処しなきゃね。これからの災害をね、どうやっていくのか。大変な問題ですよ。今もね、例えば三迫川でですね、大雨になると水が白く濁るんですよ、白濁すると。これ、生活安全課、言ってますけども、県に言

って、県の担当者が来て、県の指示でですね、水質検査なんかやってるじゃないですか。違います、生活安全課長。町でやってます。県と一緒にやってるでしょ。県の指示に基づいて。どうなんです。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）ご指摘のとおり県と一緒ににはやっております。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）そうですね、だからね、きちんとね、自治体間で、県なのか町なのか、その辺の役割というのはね、ちゃんと法律でですね、明確にしてある話じゃないんです。県がね、勝手にここを移管したと。町は、分からんけどもですね、そうなってるんならそうしましょうというような話じゃないでしょう。このね、ちょっとしつかりね、やっていただいて、建設部長だけじゃなくて、町長とか副町長がね、県に行ってからね言うべき問題ですよ。これからの災害のこと考えたら、きちっとやっていただけますか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）建設部長、建設課長が繰り越ししておりますように、今回、私どもは、災害が起きました段階では県管理だということで、県に対する災害復旧を求めて、そういう中で、県から最終的に、県管理でないというふうに戻ってきた中で、ここはほっとくわけにいかないと、ですから今回補正をお願いしておりますが、それとは別に、従来、県管理の河川だというふうに思ってまいりましたし、それから、砂防地域だと思っ
てきているので、新たな管理、県管理への移管ですとか、砂防地域の指定ということをお願いしておりません。ですから、ここが、今ずっと議論されておりますように、町管理にきた場合、ここを管理することで多額の費用をみる、技術的な問題、いずれにおいても、町の方によってはしかねますので、この点の要望というのは、要望というか調整というのは十分にしていまいりたいと思っておりますが、今回お願いしております予算につきましては、県の管理だとか、町管理だと、そういうような形で言っていて復旧工事が遅れるということの方が問題があると思っておりますので、この部分の復旧工事については、町でやらざるを得ないというふうに思っております。それから、先ほど下岡議員から、水質検査の問題が出ましたが、水質検査自体は河川管理とは別でございまして、そういった意味で、保健所の業務という形で県がやっておりますが、先ほどの普通河川か町の管理か、水路か、それから砂防地域か砂防地域ではないかという問題については、県の方にしてもらわなければならないというふうに考えております。

○議長（久留島）暫時休憩します。再開は追って連絡します。

~~~~~○~~~~~

午後 3 時 5 4 分 休憩

午後 4 時 0 8 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。本日の議事日程は、終了する見込みがございません。したがって、会議規則第 23 条の規定により、これにて延会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって本日はこれにて延会とすることと決めます。なお、明日も午前 9 時から本会議を開会いたしますので、ご参集ください。本日はご苦勞さまでございました。なおこれから議運を開きますので委員長は招集してください。

午後 4 時 0 9 分 延会